

飛鳥と方格地割

岸 俊 男

【要約】 私はさぎに行なわれた藤原宮宮域検出のための緊急調査に関係して、藤原京の京城およびその条坊制についての私見を發表したが、その際右と密接に関連する方格地割がいわゆる飛鳥の地域にも存在するらしいことに気付いていた。本稿は飛鳥保存の問題にも資するため、その詳細を報告するもので、まず一町一〇六mの方格地割に飛鳥寺・川原寺・橘寺・豊浦寺などの寺院や、あるいは亀石・酒船石・弥勒石などの石造遺物が正しく規制されていることを示し、ついでその方格地割と藤原京条坊制との關係を論じ、またその性格を追究するために、当時の「飛鳥」の地域の考定、倭京の範囲などについても考察した。

史林 五三卷四号 一九七〇年七月

はじめに

私はさぎに奈良県教育委員会が藤原宮宮域検出のために実施した緊急調査に関係して藤原京地域の推定、および条坊制の復原を試みたが、その作業の過程で飛鳥の地域に關しても、藤原京の東京極に利用されたと考えられる中ノ道の延長線が橘寺東大門の前に至ることのほか、飛鳥寺伽藍中軸線と川原寺伽藍中軸線の間隔が、推定復原した藤原京の一坊一一条の距離にほぼ等しいらしいという事実を気付

いた。このことは新益京と呼ばれた藤原京といわゆる飛鳥京の地割が関連する可能性のあることを示唆したが、当面は藤原京が問題であったので、それ以上深く追究せず後日を期することとした。しかしその後私の関係した藤原宮の緊急調査も推定どおり宮域の限界を検出していちおう所期の目的を達したのを契機に、一方飛鳥保存の問題とも関連して飛鳥京についての考察を進めておくことが急務と考えられたので、改めて右の事実を手がかりに飛鳥の地域について検討を加えることとした。藤原京の場合と同様、いわ

ゆる飛鳥京にも何らかの計画性が存在したことが明らかになれば、それは遺跡の保存を図るためにいささかでも資するところがあるかも知れないと考えたからであった。

その後飛鳥・藤原保存問題は急速に展開し、保存に関する種々な案が提示され、また発掘調査もようやく進捗し、さらに飛鳥京地割の復原に関しても永年飛鳥遺跡の調査を担当して来られた網干善教氏の新説が紙上に発表された。^③

このような情勢のなかで、以下私が考察を進めて来た試案の概要を説明しようとするのであるが、私案はあくまで一つの試案であって、しかも私なりになお検討を加えた問題も多く、またみずから疑問としている点も少なくない。従って本来ならばそれらを解明した上で慎重に公表すべきではあるが、こと飛鳥の保存という緊急を要する課題にも関係するため、この際敢えて不十分なままでも発表し、できるだけ多く関係の方々への批判的教を受け、正しい飛鳥保存のための捨石とすることが必要であると考えた次第である。そのため本稿では私案の基礎となった事実をなるべく詳細に記述するとともに、今後の考察に資するため関係史

料も能うかぎり掲出し、さらに検討を要する問題や疑問とする点も併せて指摘しておきたいと思う。

① 拙稿「京城の想定と藤原京条坊制」(奈良県教育委員会『藤原宮』、同「飛鳥から平城へ」(『日本の古代』5近畿編)。

② 前掲拙稿「京城の想定と藤原京条坊制」において示唆しておいた(一二四ページ)。

③ 網干善教「飛鳥京地割の復元」(要約)(昭和四十五年四月三十日付『朝日新聞』)。

一

はじめに飛鳥寺・川原寺両寺伽藍中軸線の間隔が藤原京条坊制の一坊＝一条の距離にほぼ等しいらしい事実に気付いたと述べたが、まずこの点から確かめてみる。藤原京の東西幅は檜原市三千分の一地図(昭和三二・七測図、昭和四二・九修正、富士測量株式会社調製)によって、檜原市八木町札の辻十字路中心点(西京極下ッ道と北京極横大路の交点)と桜井市西之宮三輪神社丁字路中心点(東京極中ッ道と北京極横大路の交点)の間で図上で計測すると二二一八mとなる。^①これを藤原京は左・右京各四坊、計八坊と考えて一坊距離を算出すると、

(藤原宮東京極—西京極) $2118\text{ m} + 8 = 264.75\text{ m}$ (1坊距離)

差)

となつて、二六四・七五mとなる。つきに問題の飛鳥寺伽藍中軸線と川原寺伽藍中軸線間の間隔を奈良国立文化財研究所千分の一地図(昭和三〇・八航空写真撮影、昭和三一・一測図、アジア航空測量株式会社調製)によつて計測すると、二六四mなる数値がえられ、まさに一坊＝一条の距離と一致し、はじめの推定の正しいことが確認された。

この数値は今後の考察の基本的数値として重要な意味をもつので、なお藤原京内で測定しうる他のデータにより、同じように奈良国立文化財研究所千分の一地図を用いて一坊＝一条の距離を計測算出してみた。

○藤原宮大極殿中心——西京極下ッ道中心

さきに日本古文化研究所の発掘調査によつて明らかにされた藤原宮大極殿中心を報告書収載の実測図^③、および現在宮内庁書陵部に蔵されている三百分の一藤原宮趾実測平面図によつて求め、それとその真西の地点における下ッ道中心との間の距離を図上で計測すると、一〇六三mとなる。これは四坊分に相当するから、

(藤原宮大極殿中心—西京極) $1063\text{ m} + 4 = 265.75\text{ m}$ (1坊距

となり、二六五・七五mなる数値をうる。これはさきの数値より1mほど長い。実測図によると藤原宮大極殿はその東西にある殿堂との間隔がそれぞれ異なり、やや東に偏している。あるいはその影響かも知れない。すなわち大極殿中心線と東殿堂址中心線との間隔が一八六・一尺であるに對し、西殿堂址中心線との間隔は一九六・八尺と、

一〇・七尺(三・二四m)長い^④。いま東西兩殿堂のちょうど中間を中軸線に想定すれば、一〇・七尺の半分、一・六二mが修正値となるから、さきの数値は二六四mに近づく。

○藤原宮十二堂院南門中心——西京極下ッ道中心

同じようにさきに発掘調査された十二堂院南門、すなわち朝堂院正門^⑤とその真西における下ッ道中心間の距離を計測すると、一〇五八mとなる。これも四坊分に当たるから、

(藤原宮十二堂院正門中心—西京極) $1058\text{ m} + 4 = 264.5\text{ m}$

(1坊距離)

となり、二六四・五mなる数値がえられる。

○薬師寺伽藍中軸線——西京極下ッ道中心

藤原宮薬師寺、すなわち本薬師寺は現在も東塔・西塔の心

礎が遺存しているので、その中間点と下ッ道中心間の距離を同じように図上で計測すると、三九六mとなる。薬師寺は右京八条三坊に位置し、伽藍中軸線は正しく三坊の中心線と一致すると考えられるので、一坊分の距離は、

$$\text{(薬師寺伽藍中軸線—西京極)} \quad 396 \text{ m} \div \frac{1}{2} = 792 \text{ m} \quad (\text{一坊距離})$$

となつて、二六四mという数値が算出される。

以上三例からえられた一坊分の距離はいずれも二六四m強となり、さきに藤原京北京極における中ッ道・下ッ道間の距離から算出した一坊の数値とまさに一致する。従つてこの数値を藤原京条坊制における一条 \equiv 一坊距離の基本数値と見做してまず誤りあるまい。

ところで藤原京は東西四里・南北六里と推定したが、その場合の里は大宝令雑令に「凡度地、五尺為歩、三百歩為里」とみえる令大尺 \equiv 高麗尺の五尺を一步とする三〇〇歩 \equiv 一里である。同時に三六〇歩一段制における一町の地積はやはり令大尺 \equiv 高麗尺の五尺を一步とする六〇歩平方で、その六〇歩をまた長さの一町とも称する。従つて大宝令における一里 \equiv 三〇〇歩は五町に相当し、藤原京条坊制はそ

の一里を二坊 \equiv 二条とするから、一坊 \equiv 一条は半里、すなわち二・五町となる。そこでさき的一条 \equiv 一坊間距離二六四m強より一町の数値を算出すると、一〇五・六m強、すなわちほぼ一〇六mとなる。

さて前述のように、飛鳥寺・川原寺両伽藍中軸線間の間隔が二六四mであるということは、その間がちよと二町半に相当することを示しているが、この一町 \equiv 一〇六mという数値に着目して飛鳥地域の主要遺跡に関して図上計測を行なうと、他にもいくつか注目すべき事実が認められる。まず中ッ道(藤原京東京極)の南への延長線、それは橘寺の推定東大門址前に至るが、この線と飛鳥寺中軸線間の間隔がほぼ一町に当たる。またさきに発掘調査された川原寺南大門とその真南に検出された橘寺北門の心々間の距離は三尺一六四・五五尺とされるが、これは五四・三mとなり、半町 \equiv 五三mに近い。さらにこの川原寺南大門築地の線を真東に延長し、それと飛鳥寺北方を通る山田——雷丘道路との間の距離を測ると、一三二・一mとなるが、これを一町 \equiv 一〇六mで除すると、一二・四六町となり、その間が一二町半なることが知られ、従つて橘寺北限との間は一三町と

なる。同じようにその山田——雷丘道路とやはりさきに発掘調査された飛鳥寺西門中軸線間の距離を測ると、五三・一mとなるが、これは五町に相当する。

これらの事実から飛鳥の地域には一町＝一〇六mを基準尺度とする方格地割の存在するらしいことが充分に想定されるので、一〇六mの方格を作製し、これを千分の一地図上にあててみると、図示したような数々の注目すべき事実の存在することが明らかとなった。以下説明を加えることとするが、便宜上図中南北線については中ッ道延長線をYとし、それから東へ一町ごとに、 $E_1 \cdot E_2 \dots$ 、西へ $W_1 \cdot W_2 \dots$ と称することとし、同じように東西線は山田——雷丘道路、この延長線は山田寺南大門前に至るとみられるが、その線をXとして、それから南へ一町ごとに $S_1 \cdot S_2 \dots$ とよぶこととした。

(1) Yは中ッ道＝藤原京東京極の南への延長線であるが、具体的には横大路における橿原市と桜井市の境界点、三輪神社と市伎島神社の間のT字路中心と橘寺推定東大門址を結ぶ線である。橘寺はさきの発掘調査によって中門・塔・金堂・講堂の遺構の一部が検出され、東面する四天王寺式

伽藍配置であることが明らかとなったが、東大門の位置はまだ確認されていない。しかし中門の東、崖の下は「字東門」と称し、飛鳥川に架せられた旧道の橋の西からは南にYにそのような道が通じており、また東に向っては約一〇〇mの細長い田地三筆が残っており、「字長通り」と称している。橘寺東大門前の道路の痕跡かともみられ、ほぼ S_{14} にその位置にあるが、この点に関してはのちに改めて述べる。

またこのYは飛鳥寺の西北で、現在東京国立博物館の庭に置かれている須弥山像・道祖神像とよぶ二基の石造品を出土した「字石神」地番二八七の地を通る。これらの石造品は齊明紀にしばしばみえる飛鳥寺の西、甘櫛丘の東の川辺にある須弥山像に比定されている。出土地点についてその後発掘調査が行なわれたが、詳しい報告がなされていないので詳細は判らない。しかしYと密接な関係を有すると推定される。

さらにYは飛鳥寺寺域の西で、俗に入鹿首塚と伝えている五輪塔の少し西方を通ることになるが、五輪塔の位置では幅四・四mの敷石遺構が南北約三五mにわたって存在す

ることが発掘調査の結果明らかになっている。Yに規制された遺構かも知れないが、北へはあまり続かないらしいことが最近明らかとなった。^⑩

(2) E₁はさきに述べたように飛鳥寺伽藍中軸線、すなわち南門・中門・塔・中金堂・講堂の中心を連ねる線と一致するが、さらにその南、飛鳥板蓋宮伝承地遺跡西遺構として発掘調査の続けられている地域に、現在約三八〇mにわたるほぼまっすぐ南北方向に存在する畦畔とも一致する。しかしこの畦畔の線は今までの発掘結果では地下遺構の存在状態とは直接関係がないようで、後次的なものである。

(3) E₂はその西遺構の東限を画す施設とみられる南北約二〇〇mにわたって長く続く掘立一本柱列の線とほぼ一致する。^⑪そしてこの遺構は現在の畦畔と道路にもそっているが、その道路はさらに明日香村役場の東を飛鳥川岸近くまで南下しており、従ってE₂の線は南北約五〇〇mにわたり現在も確認できる。

(4) 板蓋宮伝承地遺跡東遺構の東限はまだ確認されていない。東方に南北に通ずる溝数本が検出されているが、それらを越えてさらに東流する大溝のあることから、遺構はさ

らに東に及んでいるらしい。^⑫しかしすぐ東は丘陵になるという地形を考慮すれば、E₃の線がほぼ東限に当たることになるのでなかるうか。県道ぞいの畦畔もE₃に近いが、E₃はさらに岡の集落内を高市小学校に向い南下する道路の少し西を通ることになる。ただしその道路は現在の明日香村観光会館（旧村役場）より南は新道であるが、その地域の地籍図を検すると、そこから南の部分にE₃に適合するような地割のあったことが認められる。

(5) E₄の線上には史蹟にも指定されている酒船石がちやうど位置する。酒船石の用途は不明であり、その東方からはかつて付属の石樋かとみられる加工石十六個が発見されており、またのちに改めてふれるが、西南西飛鳥川ぞいの字出水通称ケチンダと称する地からは酒船石類似の二個の石造品が発掘されている。^⑬あるいは偶然かも知れないが、さきの須弥山像・道祖神像など飛鳥に多い巨大石造品の位置には注意を要する。

また鳥庄の集落においては、唯称寺から高市小学校西側に通ずる道路がほぼE₄の線に一致する。

(6) 川原寺伽藍中軸線、すなわち南大門・中門・中金堂

の中心を連ねる線は真北をさし、既述のようにYとの間隔が二六四m、すなわち二町半に相当するから、中軸線は W_1 と W_2 の中央を通ることになる。また川原寺の北方、飛鳥川の右岸にそう地点に弥勒石と称されている石柱状の石造品が存する。その位置が当初のままであるかどうか疑問であるが、ちようと川原寺伽藍中軸線の北への延長上、すなわち W_1 と W_2 の中間線上に当たるとする。

(7) 同じように巨大な石造品として著名な亀石は、橋寺地域の北限を S_{13} にそって走る古道の傍に位置するが、同時にそれは W_6 と W_7 のちようと中間に位置することになっている。すなわち改めて亀石と川原寺南大門心々間の距離を図上で計測すると五二七mとなるが、これはさきの一坊・二・五町・二六四m強のまさに二倍、すなわち五町分となる。従って飛鳥寺中軸線Yからは一里半の位置に当たるとする。

またさきに発掘調査された明日香村立部にある定林寺立部寺の塔心礎はやはり亀石を通る W_6 と W_7 の中間線上、つまり亀石の真南にほぼ正しく位置するようである。定林寺は聖徳太子創建の七寺の一つと伝えられ、素弁十一葉蓮花文鏡瓦を出土する飛鳥時代寺院の一つとされ、石田茂作氏に

よると、塔は高さ約一〇〇尺の五重塔であつたろうという。塔址のほか、講堂址・廻廊址と推される遺構が検出され、金堂址は不明であるが、いちおう法隆寺式伽藍配置と推定されているが、特殊な地形でもあり、塔址以外はなお充分な検討を要する。

(8) つぎに東西線では飛鳥寺の北方、山田から雷丘に通ずる道路をXとした。この道は上ッ道の延長で、日本靈異記の最初の説話に出てくる小子部栖軽が鳴雷を求めて磐余宮から軽の諸越の衢に向けて走った「阿倍山田前之道」に当たるとみられ、日本書紀の壬申の乱の倭京における戦闘記事に出てくる「飛鳥寺北路」もこの道のことかと思われる。現在の道路は雷丘に比定する丘陵（北は城山、南は上ノ山）を中断し、飛鳥川を渡ってからはやや曲折しながら丈六に至り、下ッ道と交叉している。この道路がそのまま古道であるかどうかはなお慎重に検討を要するが、山田寺の南大門推定地点と、丈六における下ッ道との交差点はほぼ正しく東西の関係位置を保っているので、この二点を結び線に一致する飛鳥寺北方における現在の道路の位置を基準とした。

(9) まず S_5 は飛鳥川左岸で、現在豊浦寺塔心礎として地上に露出している礎石のある地点を通る。この周辺はかつて部分的発掘調査が試みられ、幅一・四mの石敷をめぐらした一辺一四mの塔基壇状遺構が検出された。現在の心礎の位置はやや動いているが、中軸線はほぼ真北をさし、同時に検出された北方の二つの遺構が真北に対し約二〇度西に偏しているのとは異なる。⁽⁹⁾ 出土瓦も北遺構よりはやや新しいとされ、聖徳太子伝曆に舒明六年正月に豊浦寺の塔心柱を建てたとみえる記事に適合するともいわれ、またこの塔に付属する豊浦寺伽藍は豊浦寺縁起に「宝欄之東、仏門之処」とあり、平氏伝雜勘文に「豊浦寺東、仏門、東飛鳥川」とあることから、東面していたであろうと考えられていることは、⁽¹⁰⁾ 後述の橋寺の場合と併せ考えて興味深い。

(10) S_5 は既述のように飛鳥寺西門の中心線と一致する。西門の遺構はさきの発掘調査によって明らかにされたが、その規模は桁行中央間一四尺、両脇間一二尺、梁行九尺二間で、桁行中央間一四尺、両脇間一〇尺、梁行八尺三間の中間や、桁行中央間一三尺、両脇間八尺、梁行七・五尺二間の南門よりも大きく、⁽¹¹⁾ 飛鳥寺にとって重要な門であった。

なお西門と主要伽藍区域の關係は、その中心線、すなわち S_5 が南と北の回廊の間を通るというのでもなく、塔と中金堂心々間の中央を通るというのでもない。このような飛鳥寺西門のあり方は注意を要すると思う。なお S_5 は X より一里・五町に当る。

(11) 東西方向の畦畔では飛鳥寺西門址から南に向う道路の西側、飛鳥川右岸との間に S_9 と S_{10} に一致するもののあるのが注目される。ことに S_{10} はそこから南が地形的に一段高くなっている境界に当たり、飛鳥川河岸まで崖のようになつて突出しており、北の畦畔との間がちようど一町・一〇六mであるというのは、単なる偶然とは思えない。またさきに述べた酒船石と類似の石造品を出土した字出水ケチンダの地点はこの S_{10} にそう畦畔に北接するらしいから、付近の地形は変っていないのでないかと思われる。なお S_{10} は X からちようど二里・一町に当たる。

(12) 板蓋宮伝承地出土遺構で、これら東西線に一致するものは少なく、さきに E_2 に一致すると指摘した掘立一本柱列も、北で西折する場合はこの方格地割とは無關係のごとくである。ただ飛鳥から岡に入る県道の天理教前バス停留

所付近から西に通ずる道路の南で、約三〇mにわたって検出された幅約一m、深さ約〇・七mの石敷大溝が S_{11} と S_{12} のほぼ中間に当たるとは注意しておく必要がある。^②

(13) つぎに川原寺塔心礎はほぼ S_{12} の線上に位置する。なお塔心礎と南大門中心を通る築地の線との間の距離は一七四・一七尺と測定されているから、^③五二・八m、すなわち半町に相当する。

(14) 従ってはじめに述べたように南大門にとりつく川原寺寺域南限の築地の線は S_{12} と S_{13} の中間に当たり、Xとの間が一三二・一mで、一二町半に相当する。

(15) 橘寺北門とそれにとりつく築地はさきに発掘調査され、川原寺建立以後、少なくとも奈良時代に遡ることが知られたが、川原寺南大門との心々間距離が五四・三m、約半町に当たるとはすでに述べた。旧築地の北側の犬走りほぼ現在の崖端まで続き、一段低く落ちたところに幅約三〇尺の古道の痕跡とみられる東西に細長い水田があり、それは西に延びて現在亀石の南側を通る道に接続する。この線がだいたい S_{13} に一致し、その道は亀石付近より西は南より方向を変えている。

(16) 既述のように橘寺は東面の四天王寺式伽藍配置を有するが、塔心礎は川原寺南限の線から一六〇m、すなわち一町半南に位置する。従って伽藍中軸線はほぼ S_{14} に当たり、寺域は $S_{13} \cdot Y \cdot S_{15} \cdot W_2$ で囲まれた高麗尺六〇〇尺四方であったと推定されている。^④しかし、正確な実測図が公表されていないので確実なことは判らないが、伽藍中軸線は真西をささず、少し北に振れているようで、必ずしも S_{14} に完全には一致しないとみられ、この点注意を要する。なお橘寺南限と推定される S_{15} までXより三里 \equiv 一五町に当たると。

(17) 橘寺の推定東大門址の前に「字長通り」という東西に細長い地割の存することはさきに述べたが、その半町南、 S_{14} と S_{15} の中間線にそってやはり東西に細長い地割が存し、それは飛鳥川河畔に至って南に折れている。その間に「字道ノ下」「字中道」なる小字名があるのは、中ッ道延長線Yがちようど橘寺東大門前に至るので、あるいはかつての中ッ道に関係するものかも知れない。

(18) 島庄の集落から石舞台付近にかけて飛鳥川右岸の地域には現在も方格地割が存し、図上でも明瞭に認められる。すなわち東西線では明日香村観光会館の少し南から東に向

って通ずる道、高市小学校前から石舞台に向う道路、石舞台古墳東南隅に至る畦畔、南北線ではさきにも指摘した高市小学校の西側を通る道路、同じく東の道・畦畔。これらによって区画される地域であるが、とくに高市小学校の東には南北方向のいわゆる長地型耕地が多くみられ、「字長通り」「字細通り」などの地名が遺存するほか、付近には「水落」「池田」「鳴海」のほか「甲殿」「下殿」の小さな名もあり、地下には板蓋宮伝承地遺跡にみられると同じような石敷遺構のあることがつとに知られている。しかしこれらの方格地割は真東西をささず、西でやや北に偏している、その方向はさきの橋寺中軸線の方位とほぼ一致するようであり、南北線もそれに応じて真北よりやや東に振れている。いまこれら東西線はその偏差を修正すると、それぞれ S_{15} と S_{16} 、 S_{16} と S_{17} 、 S_{17} と S_{18} の中間線にほぼ一致するが、この地域の方格地割が以北の部分と大体において諧調しながらも、橋寺伽藍中軸線に合わせるがごとく方位をやや異にしていること、また山田―雷丘道路 X を起線とした一町ごとの区分とは半町のずれがあること、さらにその一町も実距離において一〇六mよりは少し長い一一〇m前後を示すの

でないかとみられることなどは留意すべき点であろう。

(19) なお豊浦甘藷坐神社境内にある立石は、額安寺班田図にみえる石柱と同じように、勝示の意味をもつもののようにみられる。しかし当初の位置から動いていないか疑問で、方格地割との関係もほぼ W_0 に近いが、なお検討を要する。また同様な巨大な立石が岡寺北方、ほぼ S_{11} の東への延長方向の山腹に存し、遠望できるが、この地域の千分の一地図が未調製であるため正確な位置がつかめず、地割との関係の有無は今後の課題である。この立石は今までほとんど問題にされていないが、加工したものとみられ、注意を要する飛鳥の石造遺物である。

- ① 以下にも掲げる計測値はいずれも千乃至三分の一縮尺地図上において三角スケールを用いて測った復原計測値で、厳密な実測値ではないから、若干の誤差をもつことを考慮されたい。
- ② 飛鳥寺も川原寺も伽藍中軸線は真北をさしている(『飛鳥寺調査報告』(奈良国立文化財研究所学報五)、『川原寺発掘調査報告』(奈良国立文化財研究所学報九))。
- ③ 足立康・岸熊吉『藤原宮伝説地高殿の調査』(一)(『日本古文化研究所報告二』)。
- ④ 前掲『藤原宮伝説地高殿の調査』(一)(図版第六三参照)。
- ⑤ 最近の奈良国立文化財研究所の発掘調査によって、やはりさきに推定したとおり藤原宮においては平安宮や平城宮第二次朝堂院のごとき

朝集殿院南門が存在せず、いわゆる応天門と朱雀門が一致することがほぼ確認された。

- ⑥ 前掲『川原寺発掘調査報告』PLAN2発掘全域実測図。
- ⑦ その線は現在明日香村役場の前を通る泉道見瀬―多武峯線にそうが、この道路は昭和初めに設けられたもので古道ではない。
- ⑧ 石田茂作「橘寺・定林寺の発掘」(『飛鳥』所収)。
- ⑨ 日本書紀斉明三年七月辛丑条、同五年三月甲午条。
- ⑩ 石田茂作「飛鳥須弥山遺蹟の発掘調査」(『考古学雑誌』二六一七)、矢島恭介「飛鳥須弥山と石彫人物に就いて」(『国華』六九三)、東京国立博物館存置のものは明治三十四年に発見されたものであるが、その後昭和十一年に出土地点の発掘調査が行なわれた。その結果、出土地点の東に接して幅三・一三・五mの石敷溝が南北約二〇〇尺にわたって走っているのが検出され、それは南方において西に曲り、さらに北に曲り、また西から北に曲って、出土地点をとり囲むような状態になっていたという。溝底には河原砂が堆積し、井戸の痕かと思われるものもあったので、須弥山像は噴水塔のごときものでないかと推測されている。
- ⑪ 奈良県教育委員会『飛鳥京跡』(昭和四一・四四年度発掘調査概報)。
- ⑫ 前掲「飛鳥京跡」(昭和四二・四三・四四年度発掘調査概報) 参照。
- ⑬ 前掲「飛鳥京跡」(昭和四三年度発掘調査概報)。
- ⑭ 佐藤小吉「飛鳥誌」五八一ページ。
- ⑮ 前掲石田茂作「橘寺・定林寺の発掘」。
- ⑯ 拙稿「大和の古道」(『日本古文化論叢』所収)。
- ⑰ 日本書紀卷二八、天武元年六月己丑条。
- ⑱ 最近奈良国立文化財研究所が行なった小治田宮推定地の発掘調査でXを縦断するトレンチが入れられたが、その部分には遺構がなく、現在の道路にそって東西溝が検出された。
- ⑲ 網干善教「豊浦寺跡」(『奈良県文化財報告』二)。

⑳ 福山敏男「豊浦寺の創立」(『日本建築史研究』所収)。

㉑ 前掲「飛鳥寺発掘調査報告」。

㉒ 前掲「飛鳥京跡」(昭和四三年度発掘調査概報)。

㉓ 前掲「川原寺発掘調査報告」PLAN2発掘全域実測図。

㉔ 前掲石田茂作「橘寺・定林寺の発掘」第2図・第3図参照。

二

以上のように一町 \equiv 一〇六mの方格を作製し、東西は山田寺南大門―雷丘の推定古道(X)、南北は中 \equiv 道延長線(Y)を基軸として飛鳥の地域に置いてみたところ、その方格に適合する遺跡・遺構が多く見出されてきた。もともと一町 \equiv 一〇六m、さらに半町 \equiv 五三mというように方眼を細かくして行けば行くほど、その方眼網に適合するものが多くなってくるのは当然で、偶然という場合が多くなってくる。しかしこの場合、以上の結果について、これをすべて単なる偶然として看過してしまうのは正しくないであろう。以上いくつか指摘した事実のなかにはあるいは偶然とすべきものがあるかも知れない。しかしとくに飛鳥寺・川原寺、あるいは橘寺・豊浦寺などの主要寺院の伽藍中軸線が相互に関係しあいながら、正しく方格に一致しているという事

実は見逃がすことができず、飛鳥における方格地割の事実と、それに基づく総合計画の存在が想定されてくるが、つぎの新しい事実はいっそうそのような考えを強める。

それはこれら方格地割と「条」の称呼との一致である。すなわち明日香村地籍図によって村内の小字名から「条」に關係するものを拾うと、

- (1) 大字飛鳥の「三条坊」(飛鳥坐神社の少し北方の地域)^①
三六二・三六九、三七九・三八一
- (2) 大字岡の「八条」、酒船石のある丘陵の下、県道ぞいの地域。(地番三七一一三八五、三八七・三八八・三九三―四〇一、四〇七―四〇九、一二六二)
- (3) 大字島庄の「八条」「八丁」、石舞台古墳のすぐ西南地域。
(地番七一一七三)

の三つがある。大和の条里制称呼に従えば、右に掲げた地域は京南条里区の路東二九・三〇・三一一条にわたる部分に相当する。従って「三条坊」「八条」などはそのような条里制とは直接結びつかない称呼とみられる。

それではなぜそうした称呼が遺存しているかが問題となるが、試みにXを起線とし、それからさきの方格に従って南へ一町ごとに一条・二条・三条……と計えて行くと、飛

鳥の「三条坊」はちようど三条に相当し、岡の「八条」は南北にかなり長い地域にわたるが、その北部が八条に含まれる。また島庄の「八条」は「十」の略されたものとみると、これまたちようど十八条に適合する。一例程度であれば偶然とみられるが、村内に遺存する「条」を付した小字名のすべてが適合するということは、やはりこの地域の方格地割を山田寺南大門―雷丘の推定古道を基準に南へ一町ごとに一条・二条……と呼ぶことが、ともかくある時期に行なわれていたことを示しているとみるのが妥当と考えられ、またひいてさきに想定した方格地割が何らかのかたちで存在したらしいことを傍証しているといえよう。

それではこのような飛鳥の地域にみられる方格地割をどのように解すべきであろうか。なお二、三の点から検討を加えてみよう。まず藤原京域の条坊制との關係である。一町方格の実長を一〇六mと定めたのは藤原京条坊制についての測値から導き出された結果であるから、方格の基準尺度に関しては飛鳥の方格と藤原京条坊制は共通する。また藤原京東京極、すなわち中ッ道延長線を橋寺東大門まで導き、それをYとして東西に一町ごとに区画した結果がさき

のようになるのであるから、南北線に関しては完全に一致する。しかし東西線に関しては、藤原京条坊制の北京極を横大路すなわち現在の八木—石原田の道路として、それから一二条—三〇町—一〇六m×三〇—三二八〇mを図上で計測すると、それはX、すなわち山田寺南大門—雷丘推定古道より九四mほど南に当たる。藤原京南京極にはほぼXの延長線に一致する丈六—和田—雷丘の道路を比定したが、ここではXが北京極—横大路から計って一町—一〇六mの完数距離、実際は二九町の線に一致するかどうかの問題である。結果は右に示したように三〇町の線はXより南約九四mとなるから、Xを二九町の線とするには一〇六m—九四m—一二mの差があることになる。この事實は飛鳥の方格地割と藤原京条坊制は東西線においては一致せず、約一〇mの食い違いがあることを示し、両地域の方格地割は相互に連続しないということになる。つまり明らかにした飛鳥の方格地割がそのまま藤原京の京域内にまで広がっているとはいえないのである。

この問題は実は横大路と山田寺南大門—雷丘—和田—丈六の古道が相互に関連して計画されたかどうかとい

う問題でもあるが、藤原京の東西線、すなわち条の大路の位置に関しては現在のところ確実に測定できるデータが乏しいため^③、なお問題を今後に残しており、一〇m程度の食い違いなれば、基準尺度のとり方のわずかな違いでも起るから、あるいは修正されて一致するということになるかも知れない。それには薬師寺や紀寺麿寺の南大門の位置が発掘調査によって明らかにされることが必要であるとともに、飛鳥の方格地割の存在がXより北において検出できるかどうかにもかかっているといえよう。既述のように「条」の称呼はXを起線として南に及んでおり、現在までのところ飛鳥の方格地割に適合するような遺跡・遺構はX以北では認められない。四天王寺式伽藍配置を有するとされる山田寺も未発掘のため確実なことはいえず、伽藍中軸線も定かでないが、一見したところわずかにそれるようであるし、奥山久米寺の塔址とされるものも方格地割とは無関係である。もともと奥山久米寺の伽藍遺構には問題があるようであり、またその西には「トノマエ」「トノツヂ」「トノキタ」「堂ノ西」などの小字名が集中する一域があり、そのうちトノツヂからはかつて須恵器の骨壺を出土したが、その一

域の北と東の畦畔は N_2 と Y にほぼ一致する。また大官大寺は塔址・講堂址の遺存状況からすれば、その南大門の位置は薬師寺・紀寺とは違って藤原京十条の大路からはやや離れているようであり、飛鳥方格地割と関連する可能性がなお残されている。そのことを解明するには現在未確定な大官大寺伽藍中軸線を明らかにし、それが飛鳥方格地割の W_1 に一致するか、藤原京条坊制の左京四坊の中心線に一致するか、あるいはそのいずれでもないかを知ること一つの方法であろう。何となれば、 W_1 は Y から一町 \equiv 一〇六mであるに對し、左京四坊中心線は Y から一坊 \equiv 二町半の二分の一、すなわち一三二・五mに当たり、その間〇・二五町の相異があるはずであるからである。また田村吉永氏が齊明紀にみえる「狂心の渠」に比定した大官大寺址東方に南北に長く続く一段低い地割「字西ノフケ」がちようと飛鳥寺伽藍中軸線、すなわち E_1 にそっていることも考慮すべきかも知れない。^⑥

ところで飛鳥の方格割と藤原京条坊制との関係について基本的な問題を提起しておかねばならない。それはさきに藤原京条坊制を復原した結果、最初にも少しふれたように

まず薬師寺伽藍が右京八条三坊の中心線に則って建立されていること、天武・持統を合葬した檜隈大内陵が藤原京朱雀大路、つまり京中軸線の真南への延長上にあること、さらに左京十条四坊にある大官大寺の伽藍中軸線も条坊制に則っているかも知れないことを指摘した。そして薬師寺では持統二年正月に天武を弔う無遮大会が行なわれているので、建立着手は少なくともそれ以前であること、天武陵は崩後すぐの持統元年十月に造営に着手されていること、大官大寺は天武紀二年十二月戊戌条に美濃王と紀臣訶多麻呂を造高市大寺司に任じたことがみえるが、それを造営着手の時期とみるかどうか疑問で、ともかく天武十一年八月には大官大寺で百四十余人が出家したことがみえ、同十四年九月にも天皇不子のため大官大寺・川原寺・飛鳥寺で誦経したとあるから、遅くとも天武末年には伽藍がかなり整っていたと考えられること、これらの点を考慮すると、藤原京条坊制の設定はどうしても天武末年以前に遡ると考えざるを得ず、藤原京は持統四年から造営に着手したとする通説と矛盾してくる。そこでこの矛盾を解決するために、天武紀十三年三月辛卯条に天皇が京師を巡行して宮室の地を定めたとあ

る記事に着目し、実はこの時すでに天武によって藤原宮への遷都が決定し、京の造営計画もできあがったのであるが、間もなく天武が崩じたため、宮の具体的造営は持統即位の年をまつて始められた。しかし寺院や山陵はあらかじめ計画された条坊制に則つてそれ以前天武在世中から建設が進められたという新説を提起したのであつた。^⑦

しかしこの私説には一つの前提があつて、もし藤原京造営以前からその条坊制の基礎となるような地割がその地域に存在していたとすれば、問題はまた別であつて、そのような地割の存在をいちおう考慮の外に置いての立論であつた。しかし藤原京が正しく四里の間隔を保つ中道と下道をその東と西の京極としている以上、その二道にはさまれた地域にあらかじめ一定の方格地割が存在していたと想定することも、むしろあるいは自然な考え方かも知れないのである。ところで薬師寺・大官大寺、あるいは天武陵に関してとはともかくさきのように解釈して矛盾を解消することができたが、ここにもう一つ問題のあることにその後想到した。それは左京八条二坊に位置した紀寺に関してである。薬師寺・大官大寺以外この紀寺や、大官大寺の北、

香具山の南麓にあつた日向寺がやはり条坊制に規制されているかも知れないことは指摘しておいたが、遺構・所伝ともに不明確な日向寺はさておき、紀寺についてはその可能性がかなりあるようである。最終的には発掘調査の結果をまたなければならぬが、もし紀寺伽藍が条坊中心線に則つて建立されていたとすると、そこで新しい問題がでてくるのである。それは統日本紀天平宝字八年七月丁未条の記事によると、庚午年籍作製時、すなわち天智九年ごろ紀寺には奴婢がおり、その後同寺で工人が作事に従事していたらしいことが知られるので、紀寺の創建は天智朝とみられるということに関してである。^⑧つまり現在の遺跡が創建時のままのものであるとすると、それが坊の中央に位置するのであるから、すでに天智朝に藤原京条坊制と同じ二町半の方格地割がそこに存在していたということになり、もしそれが事実として成立すれば、さきの大官大寺・薬師寺の創建年次についても再考の余地ができ、当然藤原京の設定も、天武陵の位置選定に適当な解釈が成立すれば、私説は消滅してやはり通説どおりということになる。しかしこのことは一方では地割に関して極めて重要な問題を提起

することに、さきにいちおう一町方格として想定した飛鳥の地割とは異なる地割であるから、両者の関連性についても改めて深く考える必要が生じてこよう。

しかしこの問題も結局大官大寺の場合と同様、肝心の伽藍中軸線が未確定なため仮説の域を出でず、将来の発掘調査の結果をまつて判断するより以外にない。従つてこのよゝうな重要問題はもちろん、飛鳥に想定した方格地割がXより以北、香久山南麓地域にまで及んでいたのかどうか、またさらにそれが新益京と称した藤原京の条坊制にそのまま連続したのかどうかというよゝうなことも、現在のところは未詳とするより他はない。そこでこれらの問題はひとまずおき、つぎには右の方格地割と現存条里制遺構との関係を検討することにする。

藤原京区域には現在も条里制遺構が明瞭に認められる。そして藤原京条坊制は計画に当たつて道路幅員をとくに考慮に入れなかつたよゝうであるが、現存条里制遺構は下ッ道と横大路に関しては道路と思われる部分を除外して条里方格を施行している。すなわちまず下ッ道にそつ路東一里の最も西の坪列（一一六坪）の東西幅は現在の道路中央から測

つて約一三五——一四〇mあり、普通条里制の一坪＝一町＝一〇九mより約三〇mほど長い。その一町より長い幅が下ッ道の道路敷と想定されるが、路西条里区のやはり下ッ道にそつ最も東の坪列（一一六坪）の東西幅も一一五——一二〇mと少し長く、結局藤原京西京極付近の下ッ道はある時期に約四〇mほどの道路幅をもつものとして設定されたとみられる。同様なことは横大路に關してもいえる。藤原京北端と考へた現在の道路は大和国京南条里区の路東二十四条の北端から二坪目と三坪目の界線に相当するが、その北端から三坪目の坪列（三・十・十五・廿二・廿七・卅四坪）は南北幅が一三〇——一四〇mとやはり普通の一町より約二〇——三〇m長く、これに對して二坪目の坪列（二・十一・十四・廿三・廿六・卅五坪）も一一五——一二〇mとやや長い。従つて横大路の場合は下ッ道よりやや狭い三〇mほどが道路敷として計画されていたかとみられるが、下ッ道・横大路の確実な道路幅についてはなお検討を要する。^⑩ またこのよゝうな下ッ道・横大路の道路敷と条里制の關係については別に重要な問題が存するが、それはさておき、ともかく藤原京域の現存条里制遺構は基準となる下ッ道と横大路に關して、

現在の道路幅以外にかなりの道路敷と思われるものを除いた上で条里方格を設定しているので、まずこのことから現存条里遺構は藤原京条坊方格とは階調しなくなっている。

かくしてかつての藤原京城から、さらに香具山北方ではその東部にまで連続して遺存する条里畦畔は、藤原京廢都後、いつの時期かに藤原京条坊制を廢して施行し直されたものであることは明らかである。^⑪この条里遺構は藤原京城からさらに南、飛鳥寺付近まではほぼ規則正しく現存畦畔によってその施行が確かめられるが、飛鳥寺以南の地域では不明瞭となり、むしろさきに述べたような飛鳥の方格地割に適合するような畦畔がいくつか認められるのである。ところで藤原京南限以南、飛鳥の方格地割の認められた南端石舞台付近までは、京南条里区の路東廿九・卅・卅一条に相当し、史料にも散見する。たとえば延久二年興福寺雜役免坪付帳によれば、高市郡大原庄田四町四段一八〇歩は東廿九条四・五里と同じく卅条四・五里にあり、坪付も示されて^⑫いて、現在の明日香村小原との比定もほぼ適合するが、条里遺構としての方形地割は現地には認め難いようである。また寛弘三年十一月二十日付の弘福寺牒には、川原

寺寺辺の所領として高市郡東廿八条一里と同じく卅条三・四里の坪付が掲げられており、また龜石北方には「字五坪」なる小字名も遺存しているので、これらに基いて右の川原寺寺辺の条里復原も試みられている。^⑬その結果は、龜石を東卅条三里の西南隅とし、橘寺北築地にそう古道を卅条と卅一条の界線とすれば、坪付にみえる田地の分布は現在の川原寺周辺の地形とも合致し、また永久四年十月十一日付の僧文印解^⑭にみえる「六坪字龜石垣内」「七坪小迎田都良垣内」「十九坪字門田」「廿坪字大西」などの地名が現在の小字名とほぼ一致する。しかしその復原も認めているように、それはせいぜい卅条三里の一里に止まるもので、それを周辺に拡大して北方の条里畦畔とうまく連絡させることは困難であり、またそれは川原寺伽藍中軸線とも直接には関係が生じない。さらにこの復原に従って橘寺北限の線、つまりS₁₃を条の界線とすれば、さきに指摘した島庄付近の方格地割とは半町の食い違いができるので、やはりそれを寺辺条里の延長とすることは不可能と考えられる。

かくして史料の上では藤原京南限以南の地域にも京南条里区が存在が認められるが、それを現存畦畔に求めるには

困難が多く、従って問題の飛鳥の方格地割は京南条里区画とは無関係であることが明らかになったことと思う。これは藤原京域の条里遺構が平城遷都以後のものである以上当然のことではあるが、それが当面問題とする飛鳥の地域では明瞭に認められず、却って飛鳥の方格地割に適合する畦畔が部分的に存在するということは注目に値しよう。なおここで一言ことわっておくが、本稿で飛鳥の地域に認められる方格地割という場合、必ずしも条里制坪割のごとく現地に実際に方格の土地区画が認められることを意味しない。それは図上における基本的な計画プランであることをも含んでのことである。

- ① 大字東山(地番一・二)にも「字三条坊」があるが、これは大字飛鳥の「三条坊」内の飛地である。
- ② なお他に細川の多武峯への道ぞいに四条田(地番二二・二二三)があるが、直接関係ないと考えたので除外した。
- ③ 薬師寺・紀寺の南大門は八条大路に面していたと推定されるが、その遺構は未発掘である。ただし薬師寺の場合は平城京薬師寺と同じとすれば推定できる。また藤原宮の北限・南限も明らかになったが、それらは条坊方格の中に位置し、条坊線に直接一致しないため正確はデーターにはできない。ただしこの場合も北限・南限の中間が、四条の線に当り、それは大極殿院南門位置に相当するから、参考資料となる。
- ④ 最近塔址とされる土壇の西北に接して現位置のままと推定される礎

石が一個発見された。石田茂作「吳山久米寺」(『飛鳥時代寺院址の研究』)。

- ⑤ 前掲石田茂作「吳山久米寺」参照。奈良朝ごろと推定されている。
- ⑥ 田村吉永『飛鳥京藤原京考証』。
- ⑦ 前掲拙稿「飛鳥から平城へ」。
- ⑧ 福山敏男「紀寺」(『奈良朝寺院の研究』所収)。
- ⑨ 紀寺の遺跡については保井芳太郎『大和上代寺院志』参照。
- ⑩ 田村吉永氏は横大路の道幅を十丈、下ッ道の道幅を十五丈としており(『条里制の問題』(『日本歴史』四一)、秋山日出雄氏は大和郡山市付近における下ッ道道幅を約三五メートル、換算値約十丈としている(『条里制地割の施行起源』(『日本古文化論叢』)所収)。
- ⑪ 最近の藤原宮緊急発掘調査によると、現在の表土下六〇―八〇センチで遺構に達するが、掘立柱穴の深さから推定すると、藤原宮当時の地表はかなり削平して整地され、その部分が耕土となったらしく、遺構面上層には規則正しく東西・南北方向に走る瓦器を含む溝状遺構が存する。(前掲「藤原宮」参照)。なお藤原宮遺構上層の状態に注意して発掘をつづければ、耕地化の時期、条里制施行期をある程度推定することができるかも知れない。
- ⑫ 『平安遺文』九一三六四九ページ。
- ⑬ 『平安遺文』二一五九七ページ。
- ⑭ 前掲『川原寺発掘調査報告』五〇―五三ページ。
- ⑮ 『平安遺文』五一―八六二ページ。
- ⑯ 藤原京南限以南で小字名に条里制関係のものとして遺存するのは、豊浦「二ノ坪」。豊浦寺塔心礎の東、以北の条里制坪付では十四坪に相当する地域で、それとは適合しない。あるいは二坪を二条の意とすれば、むしろ飛鳥の方格地割にあう。
- 上居「五ノ坪」。祝戸より多武峯に通ずる道、冬野川ぞいの地点。

細川「五ノ坪」 その約三〇〇m東方、同じく冬野川ぞいの地点、

ともにその由来は未詳。

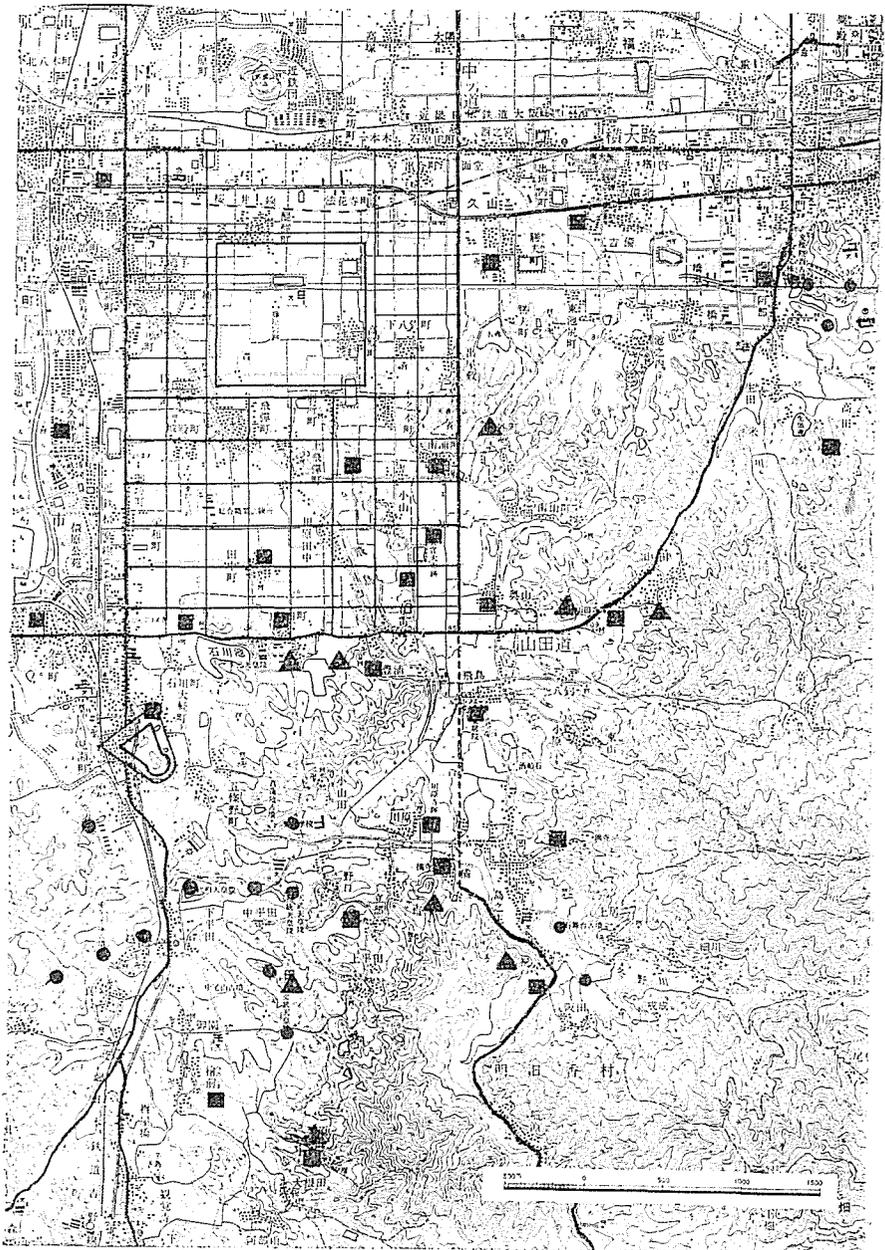
また西大寺田園目録に「高市郡卅一条二坪内御廟東辺二反字青木」とあり、この御廟を阿不斐山陵記から天武・持統合葬陵とすれば、二坪は川原寺岡辺条里の坪付とはあわない。むしろ里数記載がないので二里〇坪と脱字があるときみた方がよいであろう。

三

さて以上の考察によって、山田寺南門——雷丘推定古道Xから南、現在の明日香村飛鳥・豊浦・岡・川原・橘などの地域にかけて存在したと想定される一〇六mを一町とする方格の計画地割が、藤原京条坊制と密接に関連しつつもなお現在の研究段階では完全に連続するか否か確かめがたいこと、条の称呼も右の推定古道Xを起線として南にのみ及んでいること、方格地割の方位は橘寺より南の地域でやや偏していること、また方格地割は現存する畦畔と一致するものもあるが、それらは大和の統一的条里遺構とは一致しないことなどが明らかとなった。このことは問題の方格地割が新益京と称された藤原京以前のいわゆる飛鳥京のものである可能性を強く示している。そこで本章ではいわゆる飛鳥京について検討し、その面から問題の方格地割を論

じてみよう。

現今「飛鳥京」という称呼が一般的に用いられているが、歴史的名辭としてはそのような呼び方は存在しない。たとえば日本書紀を検しても、藤原京以前にすでに京の概念が成立していたことは明らかであるが、それは単に「京」「京師」と記されるか、あるいは「倭京」「倭都」の称呼が用いられている。京・京師の用例についてはのちに改めて述べるが、倭京・倭都の称呼は、白雉四年是歳条に、中大兄皇子が「欲_レ冀_レ遷_二于倭京_一」と奏請したが天皇が許さなかつたとみえ、同じく白雉五年正月と十二月の条には「鼠向_二倭都_一而遷」「鼠向_二倭都_一遷都之兆也」とあり、また天智六年八月条には近江に遷都した皇太子中大兄が「幸_二倭京_一」とある。さらに天武即位前紀の壬申の乱関係記事にも、「自_二近江京_一至于倭京_一処々置_レ候」をはじめとして「詣_二于倭京_一而御_二嶋宮_一」に至るまで、しばしば倭京の語がみえ、そこで活躍をした大伴連吹負は東道將軍紀臣阿閉麻呂に対して「倭京將軍」と呼ばれているが、また同じ倭京を近江京に対して「古京是本宮処也」などと古京と称している場合もある。このように京が成立しながら、それ



第2図 倭京参考図 ㊦寺院址 ●古墳 ▲ヒブリ山

を飛鳥京とよばず、広く倭京と称していたのはなぜだろうか。また「飛鳥」とはいったいどの地域を当時はいったものだろうか。これらの疑問に答えるために、まず「飛鳥」の用例を検討してみよう。

さて日本書紀にみえる「飛鳥」を整理するつぎのようになる。

- (1) 近飛鳥八釣宮 顯宗紀元年正月条に「乃召公卿百寮於近飛鳥八釣宮、即天皇位」とあり、顯宗記の「近飛鳥宮」に当たる。なお尤恭記には「男淺津間若子宿禰命坐遠飛鳥宮治天下也」とあり、履中記の説明では河内の飛鳥を近飛鳥とし、倭のそれを遠飛鳥としているので、近飛鳥八釣宮の所在は河内とする説が有力であるが、明日香村には八釣の大字名を存し、万葉集には矢釣山（三二二六二、柿本人麻呂の新田部皇子に獻る歌）・八釣川（二二二八六〇）があつて問題が残されている。
- (2) 飛鳥板蓋宮 皇極紀二年四月条に「移幸飛鳥板蓋新宮」とあり、また齊明紀元年正月条に「即天皇位於飛鳥板蓋宮」とある。
- (3) 飛鳥河辺行宮 孝德紀白雉四年七月条に「皇太子乃奉皇祖母尊間人皇后并率皇弟等往居于倭飛鳥河辺行宮」とある。
- (4) 飛鳥川原宮 齊明紀元年是冬条に「災飛鳥板蓋宮、故遷居飛鳥川原宮」とある。
- (5) 後飛鳥岡本宮 齊明紀二年是歲条に「於飛鳥岡本更定宮地、……天皇乃遷、号曰後飛鳥岡本宮」とある。なお舒明紀二年十月条には「遷於飛鳥岡傍是謂岡本宮」とあり、岡本宮は後飛鳥岡本宮の前身とみられるが、書紀は岡本宮に關してはつねに「飛鳥」を冠していない。このことはのちに改めて述べる。
- (6) 飛鳥淨御原宮 天武紀元年九月条に「營宮室於岡本宮南、即冬遷以居焉、是謂飛鳥淨御原宮」とあるほか、天智紀七年二月条には鸕野皇女につき「及有天下居于飛鳥淨御原宮、後移宮于藤原」と記し、また天武紀朱鳥元年七月条には「改元曰朱鳥元年、仍名宮曰飛鳥淨御原宮」とある。
- (7) 飛鳥寺 飛鳥寺、あるいは飛鳥寺西槻などはしばしばみえるが、その飛鳥寺、すなわち法興寺の創建については、崇峻紀即位前七月条に「於飛鳥地起法興寺」とみえ、また崇峻紀元年是歲条に「壞飛鳥衣縫造祖樹葉之家始作法興寺、此地名飛鳥真神原、亦名飛鳥苦田」とある。
- (8) 飛鳥四社 天武紀朱鳥元年七月条に「奉幣於居紀伊國國懸神・飛鳥四社・住吉大神」とみえるが、飛鳥四社は延喜式の高市郡名神大社飛鳥坐神社四座に当たるとみられ、天長六年三月神託によつて現在地の高市郡賀美郷鳥島形山に遷される以前の同郷甘南備山にあった飛鳥社である。甘南備山については諸説あるが、いずれも確証がない。

- (9) 飛鳥河 推古紀卅四年五月条に嶋大臣と称された蘇我馬子について「家_ニ於飛鳥河之傍_ニ乃庭中開_ニ小池_ニ仍興_ニ小嶋於池中_ニ故時人曰_ニ嶋大臣_ニ」とあるほか、齊明紀七年十一月条には「以_ニ天皇哀_ニ殯_ニ于飛鳥川原_ニ」とある。
- (10) 飛鳥岡 (5)に記したごとく前後の岡本宮はいずれも飛鳥岡の傍に造られた。飛鳥岡は岡寺付近から北、香具山にかけての丘陵を指したものとみられるが、つぎの(14)に記すように持続・文武はそこで火葬に付された。
- (11) 飛鳥真神原・飛鳥苦田 (8)によってともに飛鳥寺付近の地名であったことが知られる。
- (12) 飛鳥衣縫部・飛鳥衣縫造 雄略紀十四年三月条には身狭村主青らに率いられて来朝した吳国の漢織・吳織および衣縫の兄媛・弟媛は楡隈野に安置された。そのうち漢織・吳織の衣縫は飛鳥衣縫部・伊勢衣縫部の先であるところが、(7)によって飛鳥衣縫部の管掌者たる飛鳥衣縫造は飛鳥寺の地に住んでいたことが知られる。
- (13) 飛鳥皇女 天智天皇と阿倍倉梯麻呂の女橘娘の間に生まれた。新田部皇女と姉妹、文武四年四月浄広肆で薨じた。紀中にみえる「飛鳥」を含む人名はこれだけ、橘—飛鳥の關係が注目される。
- 以上が日本書紀の用例であるが、なお統日本紀のつぎの用例を付け加えておこう。

(14) 飛鳥岡 大宝三年十二月癸酉条に持統太上天皇を「是日火葬於飛鳥岡」とあり、また慶雲四年十一月丙午条に同じく文武天皇を「即日火葬於飛鳥岡」とある。

以上書紀における用例を検してまず注意されることは、いわゆる飛鳥の地域に存した諸宮のうち「飛鳥」を冠しているものと、いないものがあるという事実である。いま改めて書紀に現われる宮号を整理するとつぎのようになる。

第一表

天皇紀	「飛鳥」を冠する宮	「飛鳥」を冠しない宮
推古紀		豊浦宮(前壬子・十二)・耳成行宮(九・五居)・小墾田宮(十一・十遷)
舒明紀		岡本宮(飛鳥岡傍)(二十遷・八・六災)・厩坂宮(十二・四居)・百濟宮(十二・十遷・十三・十)③・〔浄御原宮(註二・正)〕
皇極紀	飛鳥板蓋新宮(皇極二・四遷)	小墾田宮(元・十二)・板蓋宮(註四・正)
孝德紀	飛鳥河辺行宮(白雉四・七居)	
斉明紀	飛鳥板蓋宮(元・正・元・冬災)・飛鳥川原宮(元・冬遷)・後飛鳥岡本宮(飛鳥岡本(二遷))	小墾田宮(元・十)・兩槻宮(田身嶺丘)(二)・岡本宮(一災)
天智紀	〔飛鳥浄御原宮(七・二)〕	〔藤原宮(七・二)〕

天武紀	飛鳥淨御原宮(岡本宮南)(元・冬遷、二・二一・朱鳥元・十二)	嶋宮(前辛未・十御、元・九御、五・正御、十・九)
持統紀	岡本宮(元・九遷)	嶋宮(四・三)・藤原宮(四・十、六・五、六・六、七・八、八・正、八・十二遷)

右表に掲げた諸宮のうち現在その遺構の確實に知られてい
るものは藤原宮だけであるが、他のものについても現存地
名や文献上の断片的な史料によってそれぞれの宮のおおよ
その位置は推定することができる。そのような推定の上に
立つとき、「飛鳥」を冠する宮が板蓋宮・河辺宮・川原
宮・後岡本宮・淨御原宮——岡本宮については後に改めて
述べる——だけで、耳成宮・百濟宮・厩坂宮・田中宮・兩
槻宮はともかく、今日の飛鳥の地域概念からすれば明らか
に飛鳥に含まれて然るべきであると思われる豊浦宮・小墾
田宮・嶋宮が「飛鳥」を冠して呼称されず、また新益京と
称された藤原宮も飛鳥藤原宮とは呼ばれていない。ところ
で淨御原宮は万葉集卷二の柿本人麻呂の高市皇子尊に対す
る挽歌のなかに「かけまくも ゆゆしきかも 言はまくも
あやに畏き 明日香の 真神の原に ひさかたの 天ツ御

門を かしこくも 定めたまひて」(二一九九)とあるが、
その真神原は前述のようにまた飛鳥寺の建立されたところ
であるから、その位置は飛鳥寺付近と推定できる^④。そして
同時に淨御原宮は岡本宮の南にあったというから、逆に岡
本宮は淨御原宮の北に当たり、またそれは飛鳥岡の傍でも
あったという。後述のように岡本宮は高市岡本宮とも称さ
れ、また舒明天皇を高市天皇とよんでおり、現在の大官大
寺址付近が高市郡高市里で、その近くの路東十三坪が岡本
田とよばれていたことは神護景雲元年十二月一日付の太政
官符^⑤に明らかであるから、岡本宮、およびそのあとを襲っ
たものとすれば後岡本宮の位置もほぼ推定することができる。
また板蓋宮は蘇我馬子、すなわち島大臣の家に接して
起っていたとい^⑥、その島大臣の家については推古紀卅四
年五月丁未条に「家於飛鳥河之傍乃庭中開小池、仍興
小嶋於池中、故時人曰嶋大臣」とあることや、岡宮御宇
天皇と諡された草壁皇子尊の「橘の嶋宮」(万葉集卷二一七
九、天武紀十年九月辛丑条の「周芳國貢赤龜、乃放嶋宮
池」)などから、やはり板蓋宮の位置は現在の明日香村島庄
の北に当たることが推される。その板蓋宮はまた飛鳥川原

板葺宮とも称されていて、川原宮との密接な関係が想起されるが、川原宮の位置はやはり川原寺（弘福寺）の称呼からそれとのつながりが想定され、さきの川原寺発掘調査でも寺創建以前の遺構が検出されている。また河辺行宮は川原宮と必ずしも同じものと考えなくともよいが、いずれにしてもやはり近い位置にあったとすべきであろう。

こうして「飛鳥」を冠した諸宮の位置を考定すると、それは香具山南麓、大官大寺址付近から南、島庄から橘寺付近より北の主として飛鳥川右岸の地域にすべて含められるということになる。そして飛鳥川左岸に当たる豊浦宮や小墾田宮、橘寺以南の「橘の島宮」はその地域には接するが、「飛鳥」を冠せられなかったし、また京城の一部が明らかにその地域に亘るとみられる新益京の藤原宮も飛鳥藤原宮とは呼ばれなかった。ちなみに「小墾田」の地は、安閑紀元年十月甲子条に妃紗手媛に小墾田屯倉を賜わったと見え、欽明紀十三年十月条には蘇我稻目が小墾田家に百濟渡来の釈迦金銅仏像を安置した伝えがあるほか、天武紀十二年正月丙午条には小墾田舞がみえ、孝元記の建内宿禰後裔氏族の系譜には蘇我臣の同族として小治田臣がみえる。また持

統紀即位前十二月乙酉条では大官・飛鳥・川原・坂田の四寺とともに小墾田豊浦寺が掲げられており、万葉集卷八の一首（四六八）の題詞には「小治田広瀬王」とある。これらから小墾田はむしろ飛鳥より早く一つの地域呼称として成立し、飛鳥川左岸の現在の明日香村豊浦より西の一带をよんだものと考えられる。さらに島宮の所在地が橘寺と同じく「橘」と当時よばれて「飛鳥」と区別されていたらしいことは「橘の島宮」という表現法によって知られ、「島」そのものも地名としてかなり早くから普及していた。また藤原の地も名代藤原部を有した允恭妃衣通姫の藤原宮、あるいは推古紀にみえる藤原池のごとく、早く「飛鳥」と異なる地域呼称として成立したのであろう。

以上は主として日本書紀を素材に「飛鳥」の地域を考定したのであるが、つぎには続日本紀にしばしばみえる堯卒伝の系譜記事の「——朝」「——朝廷」「——御世」に着目し、そのなかにみえる「飛鳥朝」について検討してみよう。第二表はそのような記載の集成であるが、そこには飛鳥朝のほかには泊瀬朝倉朝・小治田朝・高市岡本宮御世・難波朝・後岡本朝・近江（淡海）朝・藤原朝・平城朝の区別

第二表

年月日	位	官	氏姓名	系譜記事
大宝元・正二五	正広參	大納言	大伴宿禰御行	難波朝右大臣大紫長徳之子也
慶雲二・七九	正三位	大納言	紀朝臣麻呂	近江朝御史大夫贈正二位大人之子也
和銅元・閏八六	從三位	撰津大夫	高向朝臣麻呂	難波朝延刑部尚書大花上國忍之子也
〃 六三・六	從三位	右大弁	石川朝臣富麻呂	近江朝大臣大紫連子之第五男也
〃 七・四二五	從三位	中納言 兼中務卿	小野朝臣毛野	小治田朝大德冠妹子之孫、小錦中毛人之子也
〃 七・五一	正三位	大納言 兼大將軍	大伴宿禰安麻呂	難波朝右大臣大紫長徳之第六子也
養老元・正二六	從三位	中納言	巨勢朝臣麻呂	小治田朝小德大海之孫、飛鳥朝京職直大參志丹之子也
〃 元・三三	正二位	左大臣	石上朝臣麻呂	泊瀨朝倉朝延大連物部目之後、難波朝衛部大華上宇麻乃子也
〃 四・正三三	正三位	大納言	阿倍朝臣宿禰麻呂	後岡本朝筑紫大宰帥大錦上比羅夫之子也
〃 四・八三	正二位	右大臣	藤原朝臣不比等	近江朝内大臣大織冠鎌足之第二子也
神龜元・六六	正三位	中納言	巨勢朝臣邑治	難波朝左大臣大織冠多之孫、中納言小錦中黑麻呂之子也
天平元・八九	從三位	左大弁	石川朝臣石足	淡海朝大臣大紫連子之孫、少納言小花下安麻呂之子也
〃 三・七三五	從二位	大納言	大伴宿禰旅人	難波朝右大臣大紫長徳之
〃 四・二二	從三位	參議	大野朝臣東人	孫、大納言贈正二位安麻呂之第一子也
勝宝三・三三	從二位	大納言 兼神祇伯 造宮卿	巨勢朝臣奈奈麻呂	飛鳥朝延亂職大夫直広肆果安之子也
宝字四・正三	從三位	散位	多治比真人広足	小治田朝小德大海之孫、淡海朝中納言大紫比登之子也
〃 四・六七			天平心眞仁正皇太后	父志麻藤原朝正二位左大臣、広足平城朝歷任内外至中納言……
〃 四・六癸卯	從三位	武部卿	藤原朝臣弟麻呂	近江朝大織冠内大臣鎌足之孫、平城朝贈正一位太政大臣不比等之女也
〃 五・三・〇	正四位下	參議	安倍朝臣嶋麻呂	平城朝贈正一位太政大臣武智麻呂之第四子也
〃 五・四・九	從三位	散位	巨勢朝臣閑麻呂	藤原朝右大臣從二位御主人之孫、奈良朝中納言從三位広庭之子也
〃 六・七九	從三位	散位	紀朝臣飯麻呂	難波長柄豊碯朝大臣大織冠太古曾孫、從五位上小邑治之子也、其伯父中納言正三位邑治養之為子……
〃 六・九三	正三位	御史大夫 兼文部卿 神祇伯	石川朝臣年足	淡海朝大納言贈正三位大人之孫、平城朝式部大輔正五位下古麻呂之長子也
〃 七・〇・七	從三位	參議 禮部卿	藤原朝臣弟眞	後岡本朝大臣大紫藤我臣牟羅志曾孫、平城朝左大弁從三位石足之長子也
〃 八・六・九	從三位	授刀督	藤原朝臣御種	平城朝左大臣正二位長屋王子也
〃 八・六・九	從三位	授刀督	藤原朝臣御種	平城朝贈正一位太政大臣房

〃	八・九二八	正一位	兼伊賀近江按察使 大師	藤原朝臣仲麻呂	前之第六子也 近江朝内大臣藤原朝臣鎌足曾孫、平城朝贈太政大臣武智麻呂之第二子也
〃	神護元・二二七	從一位	右大臣	藤原朝臣豐成	平城朝正一位贈太政大臣武智麻呂之長子也
〃	二・三三三	正三位	大納言	藤原朝臣真楯	平城朝贈正二位太政大臣房前之第三子也
〃	二・六六六	從三位	刑部卿	百濟王敬福	高市岡本宮馭宇天皇御世義慈王遣其子豐璋王及禪広王入侍、洎于後岡本朝廷義慈王兵敗降唐……豐璋駕船逃于高麗、禪広因不帰國、藤原朝延賜号曰百濟王、卒贈正広參、子百濟王昌成幼年隨父帰朝、先父而卒、飛鳥淨御原御世贈小紫、子郎廣奈良朝延從四位下撰津亮、敬福者即其第三子也
〃	景雲二・六六六	從四位下	内藏頭兼大外記 兼江守	高丘宿禰比良麻呂	其祖沙門詠、近江朝歲次癸亥自百濟帰化、……
〃	宝龜二・二二三	正一位	左大臣	藤原朝臣永手	奈良朝贈太政大臣房前之第二子也
〃	五・一〇・三	從四位下	散位	園中連公麻呂	其祖父德率園骨富近江朝庭歲次癸亥屬本蕃妻亂帰化
〃	五・三三三	正三位		円方女王	平城朝左大臣從一位長屋王之女也
〃	六・七一	從三位	參議 大宰帥	藤原朝臣威下麻呂	平城朝參議正三位式部卿大宰帥馬養之第九子也

〃	七・六三三	從三位	參議 大藏卿兼 攝津大夫	藤原朝臣楓麻呂	平城朝贈太政大臣房前之第七子也
〃	八・八一九	從三位	大和守	大伴宿禰古慈妻	飛鳥朝常道頭贈大錦中小吹負之孫、平城朝越前按察使從四位下祖父麻呂之子也
〃	八・九六六	從二位	内大臣	藤原朝臣良繼	平城朝參議正三位式部卿大宰帥馬養之第二子也
〃	二・〇・七九	從三位	參議 中衛大將 兼式部卿	藤原朝臣百川	平城朝參議正三位式部卿兼大宰帥宇合之第八子也
〃	延暦元・二二三	從三位	參議 中宮大夫 兼衛門督	大伴宿禰麻呂	祖馬來田贈内大紫、父道足平城朝參議正四位下
〃	七・七二六	正二位	前右大臣	大中臣朝臣清麻呂	曾祖園子小治田朝小德冠、父意美麻呂中納言正四位上

がみえる。そして飛鳥朝が書紀の記載との対照から飛鳥淨御原朝廷を指すことに間違いはあるまい。これら薨卒伝の系譜記事が複雑な続日本紀の編纂過程で続紀に採り入れられた時期はそれほど早くないが、そこで飛鳥朝が淨御原朝廷をさし、小治田朝・藤原朝と区別されていることはさきの宮号についての考察の結果と一致する。しかし高市岡本宮御世や後岡本朝との関係はどうなるか、それにはなお飛鳥朝という表現について今しばらく他の史料について考察する必要がある。

そこで他の文献史料について検すると、まず天平廿一年

三月廿三日の年記を有する行基大僧正舍利瓶記に

……近江大津之朝戊辰之歳誕_二於大鳥郡、至_二於飛鳥之朝壬午之歳_一出家帰道……

とみえる「飛鳥之朝壬午之歳」は天武十一年(六八二)に当たるから、その飛鳥朝はやはり淨御原宮であろう。また法隆寺伽藍縁起并流記資財帳には左のように三例「飛鳥宮御宇天皇」がみえる。

經台卷足

右癸巳年十月廿六日飛鳥宮御宇 天皇為仁王会納賜者

(蓋) 卷具 紫著

右癸巳十月廿六日仁王会納賜飛鳥宮御宇 天皇者

黄帳卷帳 長九尺六寸 緑帳卷帳 長九尺八寸 長八尺三寸
広二幅半 広二幅 広二幅

右癸巳年十月廿六日仁王会納賜飛鳥宮御宇 天皇者

同じような記載は大安寺伽藍縁起并流記資財帳にもみえる。

繡大灌頂一具

右飛鳥宮御宇 天皇以癸巳年十月廿六日為仁王会納賜者

これらの史料にみえる癸巳年は持統紀七年十月己卯(廿三日)条に「始講仁王經於百國四日而畢」とあるのと照合して、持統七年をさすとすべきであろうから、飛鳥宮御宇天皇は持統天皇に相当する。しかしここで飛鳥宮の表現が用い

られているのは、飛鳥藤原宮の意ではなく、持統七年が藤原宮遷都の前年に当たることから、なお飛鳥淨御原宮の意で用いたと解すべきであろう。従ってこの飛鳥宮はさきの飛鳥朝の用法と異なるが、次の場合は明らかに異なる。その一は天智七年歳次戊辰作造とみられる河内松岳山古墳出土の船首王後墓誌に

惟船氏王後首者……生_二於乎娑陁宮治天下天皇之世、奉_レ仕_二於等由羅宮治天下天皇之朝、至_二於阿須迦宮治天下天皇之朝、天皇照見知_二其才異、仕有_二功勳、勅賜_二官位大仁二品為_二第三、殞_二於阿須迦天皇之末、歳次辛丑十二月三日庚寅、故戊辰年十二月殞_二葬於松岳山上……

とある「阿須迦宮治天下天皇」および「阿須迦天皇」である。これは歳次辛丑を舒明天皇末年の舒明十三年(六四二)に当て、従って阿須迦天皇を舒明、阿須迦宮をその岡本宮と解する以外にないと考えられる。その二は上宮聖德法王帝説に

飛鳥天皇御世癸卯年十月十四日蘇我豊浦毛人大臣兒入鹿臣
□林太郎坐_二於伊加留加宮一山代大兄及其昆弟等合十五王子等悉滅之也

とみえる「飛鳥天皇」である。家永三郎氏はこの部分を仏

家の年代記のごときものとみ、その成立年代は天智以後平安初期以前としているが、この飛鳥天皇は癸卯年を皇極二年(六四三)に当て、皇極天皇とするのが正しい。従つて飛鳥天皇の称呼の由来はやはり二年四月に遷居した飛鳥板蓋宮にあるとすべきであろう。以上飛鳥朝が必ずしも飛鳥浄御原宮のみを指さず、舒明の岡本宮、あるいは皇極の板蓋宮や板蓋宮が「飛鳥」を冠して呼ばれていたことの証左であり、この点でもさきの書紀宮号についての考察と矛盾するものでない。

他にも宮号に「飛鳥」を冠してみえる史料は多い。たとえば、

飛鳥岡基宮(大安寺伽藍縁起并流記資財帳)

飛鳥川原板蓋宮(日本書紀)

明日香川原宮(万葉集標目)

飛鳥浄御原宮(小野毛人墓誌・統記天平十五年五月条・法隆寺伽藍縁起并流記資財帳・大安寺伽藍縁起并流記資財帳・出雲風土記・豊後風土記)・明日香清御原宮(万葉集標目)・明日香能清御原乃宮(万葉集一六二)・飛鳥浄御原大宮(那須園造碑・常陸風土記)・飛鳥之浄之宮(万葉集一六七)・飛鳥浄御原朝廷(統記延暦十年正月

条)・飛鳥浄原大朝廷(采女氏鑑城碑)・飛鳥浄御原御世(統紀天平神護二年六月条)・飛鳥浄御原天皇(美努岡萬墓誌)・飛鳥浄見原天皇(常陸風土記)

などであるが、いずれも岡本宮・板蓋宮・川原宮・浄御原宮とさきに掲げた「飛鳥」を冠した諸宮の範囲を出ていない。これに対して小治田宮・藤原宮もしばしばみえるが、「飛鳥」を冠した用例は皆無であり、推古をさす小治田宮治天下天皇がさきの船首王後墓誌では等由羅宮治天下天皇、元興寺伽藍縁起并流記資財帳では楷井等由羅宮治天下等与弥氣賀斯岐夜比売命となっているのが注目される。

以上宮号に「飛鳥」を冠した諸宮の検討を通じて、飛鳥の地域が岡本宮・板蓋宮・川原宮・後岡本宮・浄御原宮を含む香具山以南、橘寺以北の主として飛鳥川右岸の一带であったらしいことを明らかにしたのであるが、なお万葉集のなかに歌われた「明日香」についての考察が残されている。この問題については、

- (1) 從「明日香宮」遷「居藤原宮」之後志貴皇子御作歌(卷一—五)
- (2) 和銅三年庚戌春二月從「藤原宮」遷「于寧樂宮」時御與停「長屋原」廻「望古郷」作歌(一書云太上天皇御製(卷一—七八))

- (3) 長屋王故郷歌一首(卷三一・二六八)
 (4) 登神岳(山部宿禰赤人作歌一首(卷三一・三三四))
 (5) 八代女王歌(天皇歌一首(卷四一・六二六))
 (6) 大伴坂上郎女歌(元興寺之里歌一首(卷六一・九九二))

などの歌が関係するが、別稿でやや詳しく述べたのでここでは要説に止める。(1)の明日香宮はやはり浄御原宮をさし、新しい藤原宮に遷ったことを「京都を遠み」と詠じ、「明日香」と明確に区別している。(3)の故郷「古家の里の明日香」は左注の「右今案 從明日香遷藤原宮之後作此歌」を採れば(1)に同じい。(4)の「明日香の旧き京師」は神岳(神名備山)の比定に確説がないが、歌われた状況はさきの考察による飛鳥と矛盾しないようである。(5)の「古郷の明日香の河」もまた平城京時代の作であるが、ここでは飛鳥川が詠じられているので解釈の幅がある。(6)の「古郷の飛鳥」は元興寺すなわち飛鳥寺の所在地をいったもので、適確に飛鳥を指摘している。このように以上の五首の「明日香」はさきの考察結果と矛盾しないが、ただ問題は(2)の古郷「飛鳥の明日香の里」である。この一首を題詞に従って藤原宮より平城遷都の際の作とすれば、藤原の

地が明日香に含まれるほとんど唯一の史料となる。しかしこの歌の題詞については異説もあり、歌意についての新しい解釈も可能なので、あまり抱泥する必要がないと考えられる。

- ① 日本紀略天長六年三月己丑条、なお延喜式にはいま一座飛鳥山(口坐神社)がみえる。
 ② なお服中即位前紀にみえる飛鳥山、雄略九年七月紀にみえる飛鳥山、那はいずれも河内の飛鳥であることが明らかなので省略した。
 ③ 百濟宮については広陵町百濟とする説を通説とするが、飛鳥に近い地域に求める説も提起されている(和田莖「殯の基礎的考察」、『史林』五二・一五)。
 ④ 真神原については万葉集に「大口の真神原」(一六三六・三二六八)がみえる。
 ⑤ 天武紀四年十一月条には「有人登宮東岳妖言」とあり、なお万葉集卷二の「天皇崩之時、太后御作歌一首」(一五九)も注目されている。
 ⑥ 日本書紀皇極二年九月壬午条、或本云。
 ⑦ 類聚三代格卷十五。
 ⑧ 日本書紀皇極四年六月己酉条。
 ⑨ 続日本紀天平宝字二年八月戊申条。
 ⑩ 日本書紀上九に「飛鳥川原板蓋宮御宇天皇之代癸卯年春三月頃」とあり、癸卯年は皇極二年に当たる。
 ⑪ 扶桑略記齊明天元十年十月条には「天皇遷幸飛鳥川原宮、造川原寺」とある。

- ⑫ 前掲『川原寺発掘調査報告』参照。
- ⑬ 皇極紀三年六月条・同四年六月条には「島の蔽原」がみえ、同二年九月条には皇極の母吉備姫主も吉備嶋皇祖母命とよんでいる。
- ⑭ 日本書紀元祿七年十二月壬戌条・同八年二月条・同十一年三月丙午条。
- ⑮ 日本書紀推古十五年冬条、同十九年五月五日条。なお万葉集卷一藤原宮之役民作歌（五〇）、同藤原宮御井歌（五二）では「荒妙乃藤原」「荒妙乃藤井我原」とみえる。
- ⑯ 飛鳥朝京職直大参志丹は天武紀十四年三月辛酉条に「京職大夫直大参巨勢朝臣辛檀努卒」とみえ、飛鳥朝礼職大夫直広肆果安は天武紀元年七月癸巳条に「近江将大野君果安」とみえ、飛鳥朝常道頭贈大錦中小吹負は天武紀十二年八月庚申条に「大伴連勇吹負卒、以壬申年之功贈大錦中位」とある。
- ⑰ 威奈真人大村墓誌にも持統天皇を「後清原聖朝初」と記す例がみえる。
- ⑱ 日本書紀によると舒明は実際は十三年十月丁酉（九日）に崩じているが、代って皇極が即位したのは翌壬寅年正月辛未（十五日）である。なお墓誌中乎浚隋宮治天下天皇は敏達、等由羅宮治天下天皇は推古をさし、大仁は墓誌の記すごとく推古十一年（大化三年）施行の冠位の第三等に当たる。
- ⑲ 家永三郎『上古聖德法王帝説の研究』総論篇六五―六八ページ。
- ⑳ なお乞食者歌二首のうちの「為齋述痛作」卷十六（三八八〇）の「今日と飛鳥に至り」があるが、この歌の成立年代や同時にみえる地名置勿・都久努についても明らかでないので保留する。この他万葉集にみえるのはいずれも飛鳥川を詠じたものである。（一九四・一九六・一九七・一九八・三三三・三五六・一一二六・一三六六・一三七九・一三八〇・一五五七・一八七八・二七〇一・二七〇二・二七二三・二

八五九・三二二七・三三六六・三三六七・三五四四・三五四五・四二五八）

㉑ 拙稿「古代史と万葉のことは―明日香―を一例として」（『国文学』一六一―三）。

㉒ 万葉集卷十三（三二六六）には神名火山が明日香川を帯にしているところあり、同じく三二六八では真神原に近いことが知られるから、その大体の位置は推定でき、現在比定されている雷丘や甘藷丘よりも北に考えることはできないであろう。

㉓ 同じように「明日香河川戸を清み後れ居て恋ふれば京いや遠そきぬ」（卷十九（四二五八））には「右一首、左中弁中臣朝臣清麿伝誦古京時歌也」の左注がある。京は藤原京とみられるが、やはり明日香河川に関して歌われている。

四

さきに一町＝一〇六mを単位とする方格地割が現在のところ雷丘——山田寺南門推定古道以北には確実に認められず、条の称呼もその道を起線として南にのみ及んでいること、また橋寺伽藍中軸線、および鳥庄付近の現存方格地割の方向が真西よりやや北に偏しており、さらに半町のずれのあることを指摘した。後者の点に関しては推定した「飛鳥」の範囲の南限とほぼ一致することが注目されるが、前者については問題が残る。すなわち舒明朝の岡本宮を含むと推定される「飛鳥」の北半部分に問題の方格地割が拡大しないらしいのはどうしてかということである。その地域における方格地割の存否が最終的に明らかでない現在、この問題はそのまま疑問として残しておいた方が正しいのではないかと考えるが、ただつぎの事実については注意して指摘しておきたい。それは前述の船首王後墓誌の示すごとく、岡本宮が浄御原宮造営以前の段階では阿須迎宮と呼ばれていたのに対し、天武朝以後はもっぱら浄御原宮が飛鳥の代表であるかのごとく「飛鳥」を冠してよばれていること、それに対して岡本宮はさきにも述べたように続日本紀所載の百濟王敬福の薨伝などでは高市岡本宮とよばれており、ま

た日本書紀の分註には舒明を高市天皇とよんだことがみえ、さらに続紀天平宝字五年正月癸巳条には小治田岡本宮という称呼がみえ、時の経過とともに岡本宮所在地付近が飛鳥よりもむしろ高市、あるいは場合によっては小治田の一部と意識されるようになって来たのではないかという事実である。高市が大官大寺付近の地名であったことは天武紀二年十二月条に造高市大寺司がみえ、註して「今大官大寺」とあることから明らかである。③そしてそのような変化が起ったのはその地域が藤原京の京城に含まれるようになったためかも知れないが、日本書紀において岡本宮が多々の場合「飛鳥」を冠せられないで現われるのも、あるいはそのためかとも考えられる。こうしたことが問題の方格地割が、いまのところ山田寺南門——雷丘古道より南にしか確認されないこと、また条の称呼が同じように南へ一条——十八条と及んでいることに関係するのかどうか、いずれも今後の課題としておきたい。

しかし右の課題は実は方格地割と倭京との関係の問題でもある。さきに飛鳥京なる称呼がなぜ存在しないのだからかという疑問を提起したが、その理由は、「飛鳥」の地域

検討の結果明らかになったと思う。つまり倭京の範囲は「飛鳥」だけでなく、さらに広く少なくとも小治田や豊浦、あるいは「橘の島」などを含んだものであったから、飛鳥京という表現ではその実体を示すのに不充分であったためではなからうか。それでは倭京の範囲はどのようなものであったろうか。この問題に対しては明確な解答を用意できていないが、単に方格地割に関してだけでなく、保存計画の立案にも関係するので、その課題を解く手がかりとなるのでないかと考える事実を以下少しく指摘しておこう。

まず倭京が一定の範囲を有する行政区画をもって存在したかどうかの問題。日本書紀には早くから京・京師・京都などの語がみえるが、それは単なる皇宮の所在地を表現したもので、如上の意味で問題となる京師がはじめてみえるのはやはり大化改新詔の第二条の「初修京師」であり、その副文には坊令と坊長に関する戸令条文相似の規定が記されている。しかし改新詔を肯定する立場に立つ説も、そのとき難波の地に京師の制が施かれたとは考えず、単にそのような方針を示したまでのものと理解してあまり注意を払っていない^④。ただ最近沢村仁氏が難波に関する仁徳紀と孝

徳紀の記事を対照的に整理し、難波京の造営が大化・白雉年間からはじめられ天武朝に至って完成したという新説を提起されたのは注目に値する^⑤。私も現在発掘中の難波宮中軸線から真南にのび、大津道・丹比道と直交する古道の存在したことを指摘し^⑥、また藤原京の復原研究から難波京の存在を示唆しておいた^⑦。難波京の成立時期およびその構造は単に藤原京ばかりでなく、当面する倭京の問題にも深い関係を有するので、私なりに検討を加えているが、その詳細は改めて述べることとしたい。ところで書紀はその後わずかに斉明五年七月条に京内諸寺において孟蘭盆経を講じたことを記す以外、壬申の乱関係記事に倭京・古京の語がみえる以外、京の存在を示すような記事を掲げていない。しかしその間近江大津宮における京域の存在が想定されており、また書紀も天武紀に入ると俄然行政区域を示すような京の関係記事が多くなる。左に抄出して掲げることとしよう。

天武五・九・乙亥

王卿遣京及畿内、按人別兵

〃 六・五・

早之、於京及畿内等之

〃 九・五・乙亥

勅、繩綿絲布以施于京内廿四寺各有差

天武九・〇・乙巳
 〇・閏七・壬子
 三・七・癸卯
 三・三・辛卯
 四・三・辛酉
 四・九・甲寅
 持統前・三・壬辰
 元・正・庚辰
 元・八・丁酉
 元・九・庚午
 三・七・丙寅
 四・三・丙申
 四・四・癸丑
 四・九・乙酉
 五・六・
 五・六・戊子
 五・〇・甲子

恤京内諸寺貧乏僧尼及百姓而賑給之
 皇后誓願之大齋、以說經京内諸寺
 天皇巡行于京師
 天皇巡行於京師而定宮室之地
 京職大夫直大參巨勢朝臣辛檀努卒
 遣宮廼王広瀬王難波王竹田王弥努王於
 京及畿内、各令按人夫之兵
 賜京師孤独老年布帛、各有差
 賜京師年八十以上及篤癯貧不能自存者
 純綿、各有差
 京城耆老男女皆臨慟哭於橋西
 設国忌齋於京師諸寺
 詔左右京職及諸国司、築習射所
 賜京与畿内人年八十以上者嶋宮稱人廿
 束
 賜京与畿内耆老男女五千卅一人稱人廿
 束
 詔曰、朕將巡行紀伊之故、勿収今年京
 師田租口賦
 京師及郡国四十、雨水
 詔曰……京及畿内諸寺梵衆亦当五日誦
 經……
 遣使者鎮祭新益京

六・正・戊寅 天皇親新益京路
 六・閏五・丁酉 詔令京師及四畿内講說金光明經
 七・正・癸卯 賜京師及畿内有位年八十以上人衾一領
 純二匹綿二屯布四端
 七・正・丙午 賜京師男女年八十以上及困乏窮者布、
 各有差
 七・二・己巳 詔造京司衣縫王等収所掘戶
 九・六・己卯 遣大夫謁者詣京師及四畿内諸社請雨
 二・六・辛未 詔說經於京畿諸寺
 二・六・辛巳 遣五位以下掃灑京寺

右にみられるように「京」「京師」の語はしばしば「畿内」と併記して現われるが、畿内も日本書紀では大化二年正月の改新詔第二条に京師と並んでみえ、ついで同年三月の例の薄葬令にみえて以後はしばらく現われず、やはり天武紀に入って頻出する。このことから畿内制の成立を天武初年とする説もあるが、^⑧京・畿内の語のこのような現われ方は天武・持統兩紀とそれ以前の紀の間に書紀素材としての差異があったことも考慮しなければならないから、なお慎重な検討を要するが、ともかく遅くとも天武初年に京が一つの行政区画として設定されていたことは否定できないように

思う。それは賑給の対象者を京内を限って指定していること、京職の存置が確認できること、また京内寺院の数を二四と計出していることなどの点からであるが、藤原京を新益京と称したのもそれ以前にすでに京域をもった京師が存在したからであるとも解される。

以上少なくとも天武朝以後倭京が一定の地域性をもって存在していたらしいことを想定したのであるが、右の史料に関してもなお問題は多い。たとえば倭京から藤原京への移行の問題、すなわち天武末年からすでに藤原京が計画されていたかどうかはともかく、倭京と藤原京がその京域を異にしていたとすれば、いつから具体的にどのようになら変わったかが明らかにせられなければならない。藤原京については大宝令の施行を画期として左京・右京の区別が生じたことはまず動かないが、統紀慶雲元年十一月壬寅条の「始定藤原宮地、宅入宮中二百姓一千五百五烟賜布有差なる記事はどうしても京域のことをいったとみられるから、これもその問題を考える一つの史料であろう。またいま新益京の語から藤原京以前京域をもった京師の存在したことが推されると述べたが、その語から同時に藤原京あるいは藤

原宮は従来の京外に新たに造られたものと理解されてくる。しかしこれとても「天皇巡行於京師而定宮室之地」とある宮室を藤原宮のことと解すれば、それはすでに京師のなかに含まれていたとも考えられないことはないのである。

また右史料以外でも、書紀の壬申の乱の倭における戦闘記事によると、古京京辺の衢に堅てられた橋板造りの楯を八口に企ててみたところがあるが、これをそのままに受けとれば、倭京は八口の南に展開していたことになる。私はこの八口を中道にそう地点と考え、いちおう香具山付近と推測したのであるが、^⑩ そうなれば倭京はさきに明らかにした「飛鳥」の地域が中心となる。その比定が正しいか否かはともかく、地理的にみて倭京を望見しうるような地点を当時の古道のあり方から考えて香具山以北に求めることは困難のように考えられるが、それに対して天武紀九年五月乙亥条には「京内廿四寺」とあり、この数字を信する限り倭京の範囲が右以上にかなり広がった可能性が多いのである。

このように文献史料の上からは藤原京以前の京の範囲・構造を推定することがなかなか困難であるので、つぎには現在の遺跡から若干考察を加えておこう。まず最初はさき

第三表

	寺名	所在地
1	飛鳥寺(法興寺・元興寺)	明日香村飛鳥
2	立部寺(定林寺)	〃 立部
3	豊浦寺(建興寺)	〃 豊浦
4	與山久米寺	〃 與山
5	和田麿寺(葛木寺・大野丘北塔?)	橿原市 和田
6	田中麿寺	〃 田中
7	山田寺(浄土寺)	桜井市 山田
8	安倍寺(崇敬寺)	〃 安倍
9	吉備寺	〃 吉備
10	大窪寺	橿原市 大久保
11	輕寺(法輪寺)	〃 大輕
12	日向寺	〃 南浦
13	坂田寺(金剛寺)	〃 坂田
14	橘寺(菩提寺)	明日香村 橘
15	川原寺(弘福寺)	〃 川原
16	紀寺	〃 小山
17	膳夫寺	桜井市 膳夫
18	ウラン坊麿寺(厩坂寺?)	橿原市 石川
19	高田麿寺	桜井市 高田
20	大官大寺(大安寺)	明日香村 小山
21	捨眼寺	〃 捨前
22	八木麿寺	橿原市 八木
23	雷麿寺	明日香村 雷
24	岡寺(龍蓋寺)	〃 岡

の「京内廿四寺」を具体的に明らかにするために、保井芳太郎・石田茂作・福山敏男ら諸氏の研究に従いながら、飛鳥およびその周辺に存在した天武朝以前の創建と推定される寺院址を選んでみると第三表のようになる。

この表によって、試みに京を香具山以南の地域と想定するならば、その地域内に含まれる寺院はわずかに十数寺に過ぎず、二四という数を満たすためには京の範圍をかなり拡張する必要が生じてくる。この表に掲出された寺院址は大窪

寺・八木麿寺・高田麿寺を除けば、北は横大路以南、西は下ッ道以東、東は上ッ道以西の範圍内に含まれ、南限に当るのは捨前寺・坂田寺である。従って京内廿四寺という数を重視すれば、上表に多少の出入りはあっても、京域をほぼそのような範圍にまで拡大しなければならぬであろう。飛鳥を中心に設定された上・中・下三道の古道を重視する限り右の範圍は当時一つの意味をもった地域であったとは考えられるが、これを直ちに倭京の京域とすることはできない。

つぎに墳墓との關係をみてみよう。それは養老喪葬令に「凡皇都及道路側近、並不^⑩得^⑪葬埋」とあるからである。この条文は大宝令にも存したが、もともと唐令に倣ったものであろう。従って皇都内に墳墓を営まないことが日本ではいつまで遡りうるかを一方で考慮しておかねばならないが、持統紀七年二月己巳条には藤原京造營に当たって墳墓を壊したため掘出された戸を造京司衣縫王らに命じて収容させたことがみえ、同様なことは平城京造營の際にも令されている。^⑬ これら在来の墳墓で発掘されたものま

をすすべて京外に移して改葬したかはともかく、藤原京では持統は天武の楡隈大内陵に、文武は楡隈安古山陵にといずれも推定藤原京南郊に葬られており、また平城京においては元明は添上郡椎山陵、元正・聖武・光明はいずれも添上郡佐保山陵、称徳は添下郡佐貴郷高野山陵と京外北郊に葬られ、光仁も添上郡広岡山陵に葬られている¹⁴⁾。このような状態は平安京においても変わらず、さらに庶民の京周辺の葬地については最近森浩一氏によって明らかにされた¹⁵⁾。このように少なくとも藤原京以後は京城内に墳墓の营造を禁ずる喪葬令の規定が守られたらしいから、藤原京以前の倭京についても、逆に当代とみられる墳墓の存在しない地域を考慮することが、京域想定の一法と考えられる。

こうした観点からまず飛鳥周辺における七世紀代とみられる主要な古墳の分布をみてみよう。

第四表

所在地	古墳名	墳形	石室	石棺
明日香村	塚塚古墳	円墳?	横穴式石室	刳抜式家形石棺
〃	石舞台古墳	方墳	横穴式石室	刳抜式家形石棺
〃	石舞台古墳陪塚	不明	横穴式石室	刳抜式家形石棺
〃	島庄	不明	横穴式石室	刳抜式家形石棺
〃	島庄	不明	横穴式石室	刳抜式家形石棺
〃	葛浦池古墳	円墳	横穴式石室	刳抜式家形石棺?
橿原市	葛浦池古墳	円墳	横穴式石室	刳抜式家形石棺?
〃	五条野	不明	横穴式石室	刳抜式家形石棺?

明日香村	野口	天武・持統合葬陵	鬼の圃・組	平田	中尾山古墳	越	岩屋山古墳	牽牛子塚古墳	真弓	鏡子塚古墳	橿原市	見瀬	丸山古墳	見瀬	沼山古墳	桜井市	安倍	文殊院西古墳	安倍	文殊院東古墳	安倍	艸墓古墳	安倍	谷首古墳
野口	天武・持統合葬陵	野口	鬼の圃・組	平田	中尾山古墳	越	岩屋山古墳	牽牛子塚古墳	真弓	鏡子塚古墳	橿原市	見瀬	丸山古墳	見瀬	沼山古墳	桜井市	安倍	文殊院西古墳	安倍	文殊院東古墳	安倍	艸墓古墳	安倍	谷首古墳
円墳	不明	不明	不明	円墳	円墳	方墳	方墳	円墳?	円墳	円墳	方墳	方墳	方墳	方墳	方墳	方墳	方墳	方墳	方墳	方墳	方墳	方墳	方墳	方墳
横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室	横穴式石室
乾漆棺・銀製骨蔵器								乾漆棺			刳抜式家形石棺?													刳抜式家形石棺

右表は現在所在の確認できる古墳ばかりであり、このほかすでに消滅してしまったものがあるかも知れないし、また将来該当する古墳が新たに発見されないと限らない¹⁶⁾。さらにこれら古墳についても適確な年代決定が困難であるから、京の成立時期、またその京域内に墳墓の营造を禁止しはじめた時点を考慮した上で、京域推定の資料とすることはなかなか難しい。しかし右表を概観して注意すべきことは、香具山周辺からさきに想定した「飛鳥」東方の丘陵地帯が空白になっており、現在比定されている甘藷丘から西につづく丘陵地帯にも、葛浦池古墳を最北として、下ッ道以東には該当古墳が存在しない。なお葛浦池古墳、天

武・持統合葬大内陵、中尾山古墳、文武檜隈安古山陵に比定されているものが藤原京中軸線の南への延長上にほぼ並んで位置することはすでに指摘したが、天武・持統陵、鬼俣・鬼圃、および欽明陵に比定されている梅山古墳がほぼ正しく東西一直線上にあり、藤原京南限古道より約三里に当たれることも留意する必要がある。

同様のことを文献史料の上から併せて検討しておこう。そのため飛鳥周辺に墳墓の営まれた事例を検出すると、次表のようになる。

第五表

年次	被葬者	陵墓	出典	備考
推古二〇	堅塩媛(欽明妃)	檜隈大陵	書紀	このとき欽明檜隈坂合陵に改葬
三四	蘇我馬子	桃園墓	書紀	桃園は河内石川郡とする説もあるが雄略七年紀に真神原ともにもみえるから、付近に求むべきであろう。一説蘇我馬子墓に比定
三六	推古天皇	大野岡上	古事記	書紀は竹田皇子陵に合葬、大野丘は敏達十四年紀にみえ、元

皇極	元 舒明天皇	滑谷岡	書紀	寺縁起はこれを止田良佐岐(豊浦前)というから、現在のいわゆる甘藷丘から西方の丘陵であろう
〃	元 蘇我蝦夷・入鹿	今来雙墓	〃	明日香村冬野という。二年九月押坂陵に改葬
〃	二 吉備島姫王(皇極母)	檀弓岡	〃	今来はつぎの今城谷とともに大淀町今木に比定されているが、大化五年紀には今来大槻みゆ
〃	〃	〃	〃	明日香村に真弓に比定、ただし天武陵南方にも「真弓田」「真弓細田」の地名あり
〃	齊明 四 建王(中大兄皇子の子)	今城谷上	〃	今来雙墓参照
〃	天智 六 皇極天皇・間人皇女	小市岡上陵	〃	皇極・間人は合葬、大安寺資財帳に裏智天皇みゆ、天武八年紀には越智陵とある、高取町越智付近に比定
〃	持統 元 天武天皇	大内陵	〃	二一・一六七
〃	三 草壁親王	真弓(檜)山陵	〃	欽明七年紀に大内丘みゆ(檜隈邑人川原民直宮)、明日香村野口
〃	〃	〃	〃	統紀 万葉集

五河島皇子	越智野	万葉集二一九五左注
大宝 三持統天皇	大内陵	飛鳥岡に火葬、天武陵に合葬
慶雲 四文武天皇	檜隈安古山陵	飛鳥岡に火葬、比定に諸説あり
和銅 元 但馬皇女	吉隠猪養岡墓	万葉集二二一〇三

右表によると、適確な地名比定の困難なものもあるが、推古朝では「飛鳥」に近い桃原や大野丘が葬地として選ばれていたのが、皇極朝以後になると今来（今城）・真弓（檀）・越智（小市）、あるいは檜前と少し離れる傾向が認められる。そしてやはりさきの古墳分布の場合と同様に「飛鳥」周辺に葬例が認められない。

以上のような遺跡・史料の両面からえられた結果を総合すると、上ッ道・下ッ道間東西八里、横大路以南九里（橘寺南限まで）ほどの間は、墳墓の上でもある時期には一つの空白地帯であったようで、ある程度さきの寺院址による考察結果とも一致するようではあるが、これから倭京の範囲を決定できるかという点、現在の段階では参考資料に過ぎないであろう。

最後に飛鳥周辺にとくに多くみられる「ヒブリ山（火振山）」の地名について参考までに記しておく。¹⁰

第六表

所在地	名称	備考
桜井市（旧香久山村）戒外	火振り山	香具山東方、興善寺背後の山
〃（旧安倍村）山田	火振山	山田寺東方の山
明日香村（旧飛鳥村）奥山	火振り山	奥山久米寺東方の山
〃（旧飛鳥村）豊浦	火振り山	和田池東方の小丘
檜原市（旧畝傍町）和田	火振り山	和田池西方の小丘
明日香村（旧高市村）橋	火振山	橋寺南方、八幡神社所在の山
〃（旧阪合村）平田	ヒフリヤマ	中尾山古墳東方
〃（旧阪合村）栗原	ヒフリヤマ	栗原寺北方の山
〃（旧阪合村）阿部山	ヒフリヤマ	阿部山東南の山
檜原市（旧越智岡村）薩摩	ヒフリヤマ	

大和においては右以外に三―四例、飛鳥の西方から葛城山麓にかけて認められるが、¹⁰とくに問題の飛鳥周辺に集中しているのは注意される。これらのヒブリ山呼称地についてはまだ踏査を終わっていないが、これ以外にも島庄南方で西からのびた丘陵の尾根を「フグリ山」と俗称している。これもあるいはヒブリ山の転訛かも知れず、その尾根には巨石が集められている場所があり、何かの施設であったかも知れない。もちろんこれらヒブリ山が時代を遡ってただちに倭京の防衛施設としての烽や戌に結びつくとするのは危険な臆測であるが、元興寺伽藍縁起并流記資財帳のなかに、

豊浦寺の創建に関し、「所謂刹柱立処者宝欄之東仏門之処、所謂二軀丈六作処者物見岡之北方乎」と記し、豊浦寺南方に「物見岡」のあったことを示しているのはさきの豊浦の火振山をいったものかも知れない。書紀の壬申の乱関係記事によると、小墾田に兵庫があるが、これら「火振山」の位置がさきの「飛鳥」をとり囲むようにみえ、また「飛鳥」に通ずる要路を看視するようにも考えられる。いわゆる飛鳥に宮都のあつた時期は対内的にも、対外的にも軍事的に緊張した場面が多かつたから、倭京の防衛が固められたのは事実であろう。

- ① 万葉集卷一の標目にも「高市岡本宮御宇天皇代」がみえる。
- ② この奈良朝の小治田宮には淳仁が天平宝字四年八月から翌五年正月まで滞在しており、一時新京とよんだらしく、また天平神護元年には称徳が紀伊行幸の途次立寄っている。その位置は判らないが、皇年代記は甘藷宮と記しているから、飛鳥岡本宮とは別かも知れない。
- ③ 東大寺文書中に存する蓋元元年ころの東喜殿庄と南喜殿庄の水争いに関する絵図はこの付近を示したものとみられるが、そこを北流する川は「タケチ河(高市川)」をよばれている。(拙稿「大和の古道」参照)。
- ④ 関見「改新の詔の研究(上)」(『東北大学文学部研究報告』一五)。
- ⑤ 沢村仁「難波京について」(『難波宮址の研究』研究予察報告二)。
- ⑥ 拙稿「難波―大和古道略考」(『小葉田淳教授退官記念国史論集』所収)。
- ⑦ 拙稿「藤原の宮」(『日本と世界の歴史』四)。

- ⑧ 長山泰孝「畿内制の成立」(『日本の古代』近畿篇所収)。
- ⑨ 京職大夫直大参巨勢朝臣辛檀努は統紀養老元年正月条に飛鳥朝京職直大参志丹とみえる。
- ⑩ 前掲拙稿「大和の古道」。
- ⑪ 保井芳太郎「大和上代寺院志」、石田茂作「飛鳥時代寺院址の研究」、福山敏男『日本建築史研究』、同「奈良朝寺院の研究」。
- ⑫ 令集解喪葬令当該条には「古記云、皇都謂京裏也」「古記云、大路謂諸國大路皆是」「古記云、近辺謂歩數從別式也」とあり、ほぼ養老令と本文が存したらしい。また唐令について直接確かめることはできないが、隋開皇令に「在京師葬者去城七里外」とあつたことから、唐令にも該当する規定があつたらうと指摘されている(仁井田陞「唐令拾遺」八四一ページ)。
- ⑬ 続日本紀和銅二年十月癸巳条。
- ⑭ いずれも続日本紀による。このほか聖武の皇太子某王は那富山に(統紀)、志貴親王は高円山に葬られ(万葉集)、藤原不比等は佐保山椎山岡で火葬にされたこと(公卿補任)などが知られる。
- ⑮ 森浩一「古墳時代後期以降の埋葬地と葬地」(『古代学研究』五七)。
- ⑯ これら地域の敵密な古墳の分布調査はまだ行なわれてないが、『奈良県高市郡古墳誌』によれば、なお精査を要するものが多い。
- ⑰ 前掲拙稿「大和の古道」。
- ⑱ 「ヒプリ山」の地名についてはすでに伊達宗泰氏の指摘がある(前掲『藤原宮』)。なお氏によれば、祈雨の民俗行事に関係するとの説もある由である。
- ⑲ 『大和地名辞典』によると、他に旧新庄町南藤に「火降山」、旧忍海村平岡にヒプリ山、旧葛村戸毛に「向火振山」、また旧新沢村観音寺と旧披上村原谷に「火振塚」がある。なお「ヒプリ山」などの小字名と地籍図の対照については和田泰氏の助力をえた。

おわりに

以上飛鳥の地域において想定される一町＝一〇六mの方格地割の詳細について報告し、ついでその地割と藤原京条坊制との関係を論じ、さらにその性格を追究するために、当時の「飛鳥」の地域を考定し、さらに倭京についても検討した。その結果、現在の段階ではなお不確定な事実があるため、早急にある結論を導き出すことは困難であるが、少なくとも藤原京以前における方格地割の存在という新しい事実を確認できたし、またその地割を考えるための種々の問題がある程度整理できたと思う。その意味で本稿は飛鳥と方格地割に関する中間報告に過ぎないが、最初にも述べ

たように飛鳥の保存が問題となっている時期でもあるので、あえて未熟な状態で公表することとした次第である。なおこの方格地割と条里制についても所見を述べることを予定していたが、紙幅と時間の都合もあってこれは続稿とすることとした。諸賢の適切な助言と批判を希望してひとまず擱筆する。

（京都大学文学部教授・

本稿の要点は昭和四十五年六月廿七日付朝日新聞紙上に報道されたが、その後榎原考古学研究所例会で発表した。その際種々の助言を与えられた同研究所員、ならびに千分の一地図を活用させていただいた奈良国立文化財研究所、および地籍図閲覧などの便を供与された明日香村役場・同教育委員会に厚く謝意を表す。

Asuka 飛鳥 and its *Hōkaku-chiwari* 方格地割

by

Toshio Kishi

We have already supposed that the boundary of *Fujiwara-kyo* 藤原京 was fixed by the old roads in *Yamato* 大和, *Yoko-ōji* 横大路, *Nakatsu-michi* 中ツ道 and *Shimotsu-michi* 下ツ道, as the northern, eastern and western limits, with the *Jōbo* 条坊 system, twelve *Jō* 条 and eight *bō* 坊, in the area of four *ri* 里 from east to west and six *ri* from south to north (1 *ri*=106 metres).

The *Hōkaku-chiwari* 方格地割 in close relation with the above-mentioned allotment of land was supposed to exist in the so-called *Asuka* 飛鳥 area judging from the arrangement of temples, such as *Asuka-Dera* 飛鳥寺, *Kawahara-Dera* 川原寺, and *Tachibana-Dera* 橘寺, or of stone buildings peculiar to *Asuka*.

In this article we will explain the character of *Hōkaku-chiwari*, with the many-sided examination of its relation with *Wa-kyō* 倭京 and the *Asuka's* sphere.

Süan-chü 選舉, *Kung-chü* 貢舉, and *K'o-chü* 科舉 in China

by

Shizuo Sogabe

The origin of the appointment system for government officials in China, *Süan-chü* 選舉, may be found in *Ti-kuan-szǔ-t'u-p'ien* 地官司徒篇 in *Chou-li* 周礼 or *Wand-chih-p'ien* 王制篇 in *Li-chi* 礼記, and in *Han* 漢 it was the system of *Hsiang-chü-li-süan* 鄉舉里選, which was changed into *Chiu-p'in-chung-chêng* 九品中正 in *San-kuo-wei* 三国魏. This system, however, led to many evils as time went on, so that it was abolished in *Si-wei* 西魏 and government officials were appointed through the new system after *Chou-li*. This new system was succeeded by *Pê-chou* 北周, *Sui* 隋, *T'ang* 唐, *Wu-tai* 五代 and *Sung* 宋 with the system of *Wang-chih-p'ien* 王制篇